

# 川西市国民保護計画

かわにし  時代へ

令和5年発行  
川西市



# 目 次

## 第1編 総 論

### 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 計画作成にあたっての基本的考え方 | 1 |
| 2 | 計画の目的            | 2 |
| 3 | 市の責務             | 2 |
| 4 | 計画の位置付け          | 2 |
| 5 | 計画に定める事項         | 3 |
| 6 | 計画の対象            | 3 |
| 7 | 計画の構成            | 3 |
| 8 | 計画の見直し、変更手続      | 4 |

### 第2章 基本方針

|   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 基本的人権の尊重                   | 5 |
| 2 | 市民の権利利益の迅速な救済              | 5 |
| 3 | 市民に対する情報提供                 | 5 |
| 4 | 関係機関相互の連携協力の確保             | 5 |
| 5 | 市民の協力                      | 5 |
| 6 | 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 | 6 |
| 7 | 指定（地方）公共機関の自主性の尊重          | 6 |
| 8 | 保護措置に従事する者等の安全の確保          | 6 |
| 9 | 地域防災計画等に基づく取組の蓄積の活用        | 6 |

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 保護措置の実施の流れ | 7 |
| 2 | 市及び県の業務の大綱 | 9 |
| 3 | 関係機関の連絡先   | 9 |

### 第4章 市の地理的、社会的特徴

|   |      |    |
|---|------|----|
| 1 | 地 形  | 10 |
| 2 | 気 象  | 10 |
| 3 | 人 口  | 11 |
| 4 | 土地利用 | 12 |

|   |        |     |
|---|--------|-----|
| 5 | 自衛隊施設等 | 1 2 |
| 6 | 交通     | 1 3 |

## 第5章 市保護計画が対象とする事態

|   |         |     |
|---|---------|-----|
| 1 | 武力攻撃事態等 | 1 7 |
| 2 | 緊急処理事態  | 2 1 |

# 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

### 第1節 市における組織・体制の整備

|   |          |     |
|---|----------|-----|
| 1 | 組織・体制の整備 | 2 3 |
| 2 | 消防機関の体制  | 2 4 |

### 第2節 関係機関との連携体制の整備

|   |                 |     |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 基本的考え方          | 2 5 |
| 2 | 県との連携           | 2 5 |
| 3 | 近隣市町との連携        | 2 6 |
| 4 | 指定（地方）公共機関等との連携 | 2 7 |

### 第3節 市民に期待される取組等

|   |            |     |
|---|------------|-----|
| 1 | 市民に期待される取組 | 2 8 |
| 2 | 市民との連携・支援  | 2 9 |

### 第4節 通信の確保

|   |            |     |
|---|------------|-----|
| 1 | 非常通信体制の整備  | 3 0 |
| 2 | 情報通信機器等の活用 | 3 1 |

### 第5節 情報収集・提供等の体制整備

|   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 基本的考え方               | 3 2 |
| 2 | 警報等の伝達に必要な準備         | 3 2 |
| 3 | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 3 3 |
| 4 | 被災情報の収集・報告に必要な準備     | 3 4 |

### 第6節 研修及び訓練

|   |    |     |
|---|----|-----|
| 1 | 研修 | 3 6 |
| 2 | 訓練 | 3 6 |

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

|   |             |     |
|---|-------------|-----|
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 3 8 |
|---|-------------|-----|

|   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| 2 | 避難実施要領のパターンの作成     | 4 0 |
| 3 | 救援に関する基本的事項        | 4 0 |
| 4 | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 4 0 |
| 5 | 一時集合場所の選定          | 4 1 |
| 6 | 避難施設の指定への協力等       | 4 1 |
| 7 | 医療体制の整備            | 4 2 |
| 8 | 生活関連等施設の把握等        | 4 3 |

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

|   |                       |     |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 市における備蓄               | 4 5 |
| 2 | 市が管理する施設並びに設備の整備及び点検等 | 4 7 |

### 第4章 啓発

|   |                             |     |
|---|-----------------------------|-----|
| 1 | 保護措置に関する啓発                  | 4 8 |
| 2 | 武力攻撃事態等において市民が取るべき行動等に関する啓発 | 4 8 |

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

|   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 緊急対応連絡会議等の設置及び初動体制 | 5 0 |
| 2 | 市対策本部との調整          | 5 3 |

### 第2章 市対策本部の設置等

|   |          |     |
|---|----------|-----|
| 1 | 市対策本部の設置 | 5 4 |
| 2 | 職員の動員の実施 | 6 4 |
| 3 | 通信の確保    | 6 6 |

### 第3章 関係機関相互の連携

|   |                              |     |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 国・県対策本部との連携                  | 6 7 |
| 2 | 知事、指定行政機関及び指定地方行政機関の長への措置要請等 | 6 7 |
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等             | 6 9 |
| 4 | 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託         | 7 0 |
| 5 | 指定（地方）公共機関への措置要請             | 7 1 |
| 6 | 関係機関に対する協力要請                 | 7 1 |
| 7 | 市が行う応援等                      | 7 2 |

|   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 8 | 地域団体等に対する支援等 | 7 2 |
| 9 | 市民への協力要請等    | 7 4 |

#### 第4章 警報の伝達及び通知

|   |          |     |
|---|----------|-----|
| 1 | 警報内容の伝達等 | 7 5 |
| 2 | 警報の伝達方法等 | 7 6 |
| 3 | 警報の解除    | 7 7 |

#### 第5章 住民の避難

|   |                |     |
|---|----------------|-----|
| 1 | 避難の指示の伝達等      | 7 8 |
| 2 | 避難実施要領の策定      | 7 9 |
| 3 | 避難住民の誘導        | 8 4 |
| 4 | 避難にあたって留意すべき事項 | 8 7 |
| 5 | 避難の種類          | 9 1 |

#### 第6章 救 援

##### 第1節 救援の実施

|   |          |     |
|---|----------|-----|
| 1 | 救援の実施    | 9 3 |
| 2 | 関係機関との連携 | 9 8 |

##### 第2節 救援の実施方法

|    |                |       |
|----|----------------|-------|
| 1  | 収容施設の供与        | 9 9   |
| 2  | 食糧の供給          | 1 0 2 |
| 3  | 飲料水の供給         | 1 0 3 |
| 4  | 生活必需品の供給又は貸与   | 1 0 5 |
| 5  | 医療の提供及び助産      | 1 0 6 |
| 6  | 被災者の捜索及び救急救助活動 | 1 0 8 |
| 7  | 電話その他の通信設備の提供  | 1 1 0 |
| 8  | 住宅の応急修理        | 1 1 0 |
| 9  | 学用品の給与         | 1 1 1 |
| 10 | 遺体の捜索及び処理      | 1 1 1 |
| 11 | 埋火葬            | 1 1 2 |
| 12 | 障害物の除去         | 1 1 3 |

## 第7章 安否情報の収集・提供

- 1 安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 5
- 2 県知事に対する安否情報の報告・・・・・・・・・・ 1 1 8
- 3 安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・ 1 1 8

## 第8章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 武力攻撃災害への対処

- 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・ 1 2 3
- 2 武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・ 1 2 3
- 3 緊急通報の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 4

### 第2節 応急措置等

- 1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示・・・・・・・・ 1 2 5
- 2 退避の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 5
- 3 警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 7
- 4 土地、建物の一時使用等・・・・・・・・・・ 1 2 9
- 5 消防に関する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 9

### 第3節 生活関連等施設における災害への対処等

- 1 生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・ 1 3 2
- 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・・・・ 1 3 3

### 第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

- 1 武力攻撃原子力災害への対処・・・・・・・・・・ 1 3 4
- 2 NBC攻撃による災害への対処・・・・・・・・・・ 1 3 6

## 第9章 被災情報の収集・報告及び情報提供

- 1 被災情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 9
- 2 被災情報の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 9
- 3 被災情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 1
- 4 被災状況等の調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 2

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置

- 1 保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 1
- 2 廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 4
- 3 文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 6

|        |               |       |
|--------|---------------|-------|
| 第 11 章 | 市民生活の安定に関する措置 |       |
| 1      | 生活関連物資等の価格安定  | 1 5 7 |
| 2      | 避難住民等の生活安定等   | 1 5 8 |
| 3      | 生活基盤等の確保      | 1 5 8 |
| 第 12 章 | 特殊標章等の交付及び管理  | 1 5 9 |

## 第4編 復旧等

|       |                         |       |
|-------|-------------------------|-------|
| 第 1 章 | 応急の復旧                   |       |
| 1     | 基本的考え方                  | 1 6 1 |
| 2     | 公共的施設の応急の復旧             | 1 6 1 |
| 第 2 章 | 武力攻撃災害の復旧               | 1 6 3 |
| 第 3 章 | 保護措置に要した費用の支弁等          |       |
| 1     | 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 1 6 4 |
| 2     | 損失補償及び損害補償              | 1 6 5 |
| 3     | 総合調整及び指示に係る損失の請求        | 1 6 5 |
| 4     | 市民の権利利益の救済に係る手続等        | 1 6 6 |

## 第5編 緊急処理事態への対処

|   |                     |       |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 緊急処理事態              | 1 6 7 |
| 2 | 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 | 1 6 7 |

## 資 料 編

|  |               |       |
|--|---------------|-------|
|  | 川西市災害対策本部設置要綱 | 1 6 8 |
|  | 国民保護に関する用語集   | 1 7 0 |
|  | 関係機関連絡先       | 1 7 5 |

# 第1編 総論

## ■第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）に関する市の責務を明らかにするとともに、川西市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）作成にあたっての基本的な考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示します。

### 1 計画作成にあたっての基本的考え方

平成元年に制定された非核平和都市宣言の冒頭に掲げているとおり、世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。

本市においては、この宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識の高揚を図るため、広島での平和記念式典に参列するための「折り鶴平和大使」派遣事業や「かわにし人権・平和展」などを実施しています。また、諸外国が「核実験」を行ったときには、その都度、抗議文を実施国に送付する取り組み等も行っています。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねても、万一、武力攻撃が発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があります。このため、この計画を作成し、市民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行い、有事における市民の安全と安心を確立させていくことを基本的な考えとしていきます。

#### 【非核平和都市宣言】

世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。

それにもかかわらず、地球上の全生命を滅ぼしてもなお余るほどの核兵器が蓄積され、世界の平和に深刻な脅威を与えています。

わが国は世界で最初の核被爆国として、核兵器と戦争の恐ろしさを全世界に訴え、その惨禍を絶対に繰り返させてはなりません。

私たちは祖先から受け継いできた猪名川の清流、豊かな緑、そして人類共通の財産である青く美しい地球を永遠に守り続けていくためにも、核兵器をつくらず・持たず・持ち込ませずの「非核三原則」を遵守するとともに、恐るべき核兵器の廃絶を願い、人と人とが憎しみあい傷つけあうことのない世界の創造を求めて、ここに市民の総意のもと、川西市を「非核平和都市」とすることを宣言します。

## 2 計画の目的

市保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とします。

## 3 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、本市の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進するものとします。

### 【市が実施する保護措置】（法 16-1）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

## 4 計画の位置付け

市は、その責務に鑑み、国民保護法第 3 5 条第 1 項の規定により、県保護計画に基づき、市保護計画を作成します。

## 5 計画に定める事項

市保護計画に定める事項は、次のとおりとします。

### 【市保護計画に定める事項】（法 35-2）

- ① 市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する保護措置に関する事項
- ③ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

## 6 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や、市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（この計画において、これらを「住民等」という。）を保護の対象とします。

## 7 計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処
- 資料編

## 8 計画の見直し、変更手続

### (1) 計画の見直し

市保護計画については、県保護計画に基づき作成することとなっており、県保護計画においては、政府の策定する基本指針や指定行政機関の国民保護計画、近隣府県の国民保護計画との整合に留意しつつ必要な見直しを行うこととされていることから、県保護計画の見直しに伴い市保護計画の見直しを行います。また、加えて、近隣市町の国民保護計画との整合、保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ必要な見直しを行います。

市保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとします。

### (2) 計画の変更手続

市保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとします。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び県知事への協議は要しないとされています。

#### 【軽微な変更】（令5）

- ① 行政区画、市内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ② 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ③ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

## ■第2章 基本方針

保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項を定め、保護措置に関する基本方針として定めます。

### 1 基本的人権の尊重（法5）

市は、保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとします。

### 2 市民の権利利益の迅速な救済（法6）

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済の手続について、これらの手続を迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保するものとします。

### 3 市民に対する情報提供（法8）

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供するものとします。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保（法3-4）

市は、国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めるものとします。

### 5 市民の協力（法4）

市は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請することとします。この場合において、市民はその自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実、ボランティアへの支援に努めます。

## 6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）

市は、保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を必要とする者の保護について留意するものとします。また、保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとします。

## 7 指定(地方)公共機関の自主性の尊重

市は、指定（地方）公共機関の保護措置の実施方法については、指定（地方）公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに配慮します。

## 8 保護措置に従事する者等の安全の確保（法22）

市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとします。

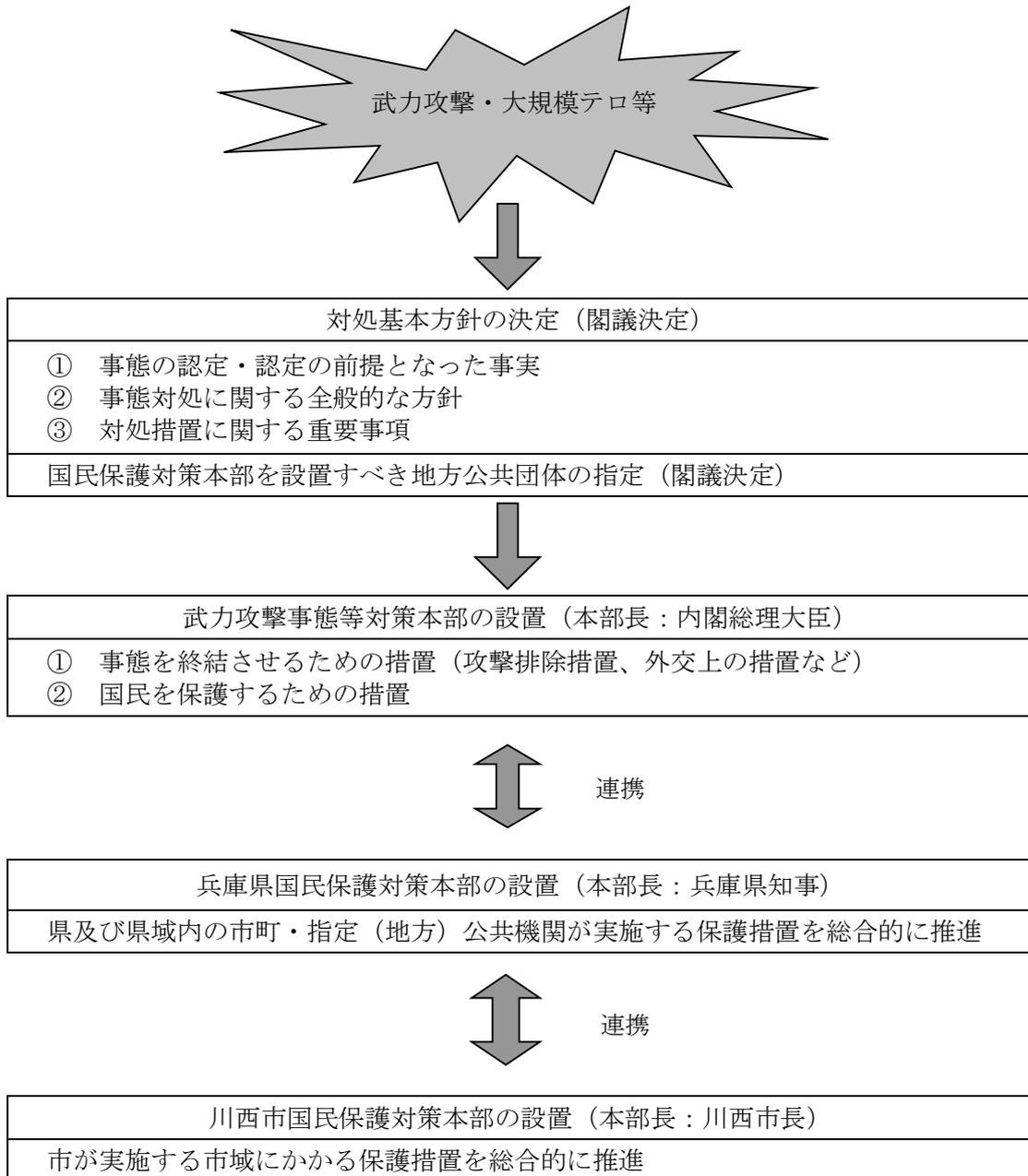
## 9 地域防災計画等に基づく取組の蓄積の活用

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、保護措置の実施に際しては、地域防災計画等の既存の計画等に基づく取組の蓄積を活用するものとします。

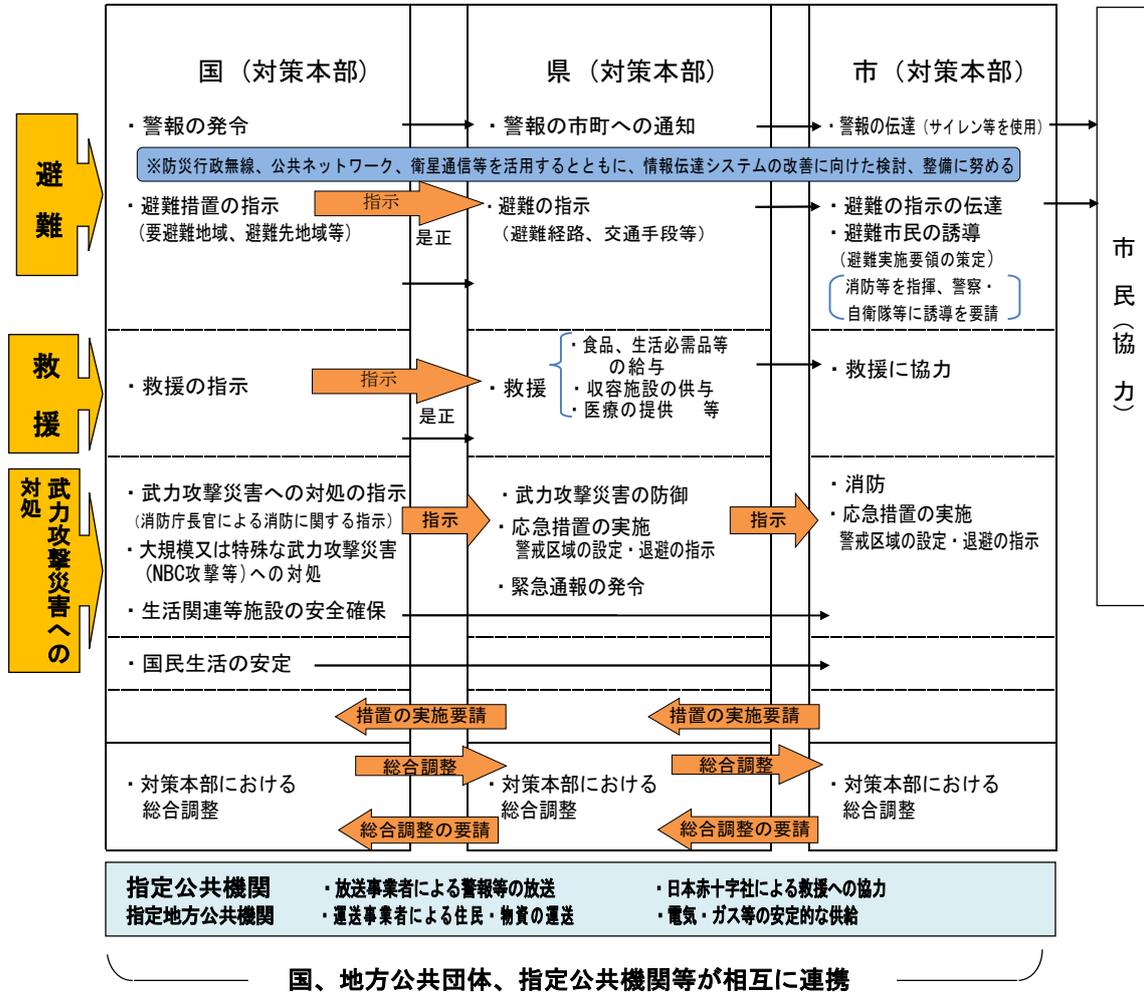
### ■第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割及び連絡先を明らかにするため、保護措置の実施の流れ、市及び県の業務の大綱及び関係機関の連絡先について示します。

#### 1 保護措置の実施の流れ



## 国民の保護に関する措置の仕組み



## 2 市及び県の業務の大綱

保護措置について、市及び県はおおむね次に掲げる業務を処理するものとします。

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱   |
|-------|---|
| 市     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市保護計画の作成</li> <li>2 市協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>  |
| 県     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県保護計画の作成</li> <li>2 県協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> |

## 3 関係機関の連絡先

保護措置の実施にあたり、関係機関との円滑な連携を確保するため、連絡窓口をあらかじめ把握することとします。なお、各機関の連絡先は資料編に記載することとし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意します。

## ■第4章 市の地理的、社会的特徴

保護措置を適切に実施するため考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について示します。

### 1 地形

本市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市から約20km、大阪市から約15kmの圏内にあり、市域は大阪平野北部の一部から、北摂連山の一部にかけて広がっており、東西6.5km、南北15.0kmと南北に細長い地形をなしています。面積は53.44km<sup>2</sup>で、市内中央部から南側の地域は猪名川右岸に発達する段丘面と、猪名川沿いの低地からなっており、一方北側の地域は、多田、山下の二つの盆地とそれを取り巻く丘陵からなっています。

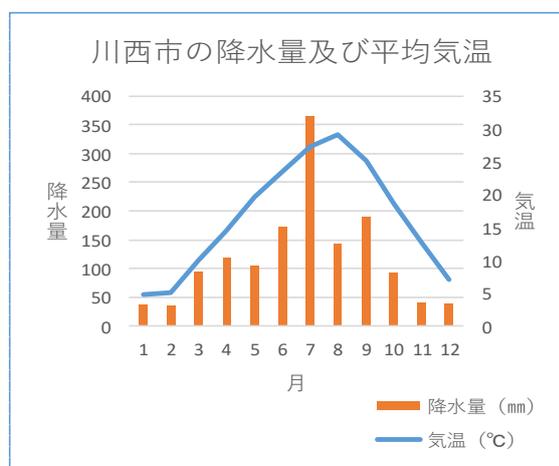
また、一庫付近から北側の地域は山岳地形を形成し、東部の妙見山（標高660m）をはじめ、400m以上の標高をもつ山々が分布しています。

| 位置              | 広ぼう    |         | 海 抜    |       | 面積                    |
|-----------------|--------|---------|--------|-------|-----------------------|
|                 | 東西     | 南北      | 最高     | 最低    |                       |
| 北緯 34° 49' 37"  | 6.5 km | 15.0 km | 660.1m | 15.0m | 53.44 km <sup>2</sup> |
| 東経 135° 25' 12" |        |         |        |       |                       |

### 2 気 象

本市は、瀬戸内気候区に属しています。市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果（令和2年10月から令和3年12月は未計測）により、本市における年間平均降水量は、1,434.2mm、年間平均気温は、16.5℃となっています。

川西市の降水量及び平均気温



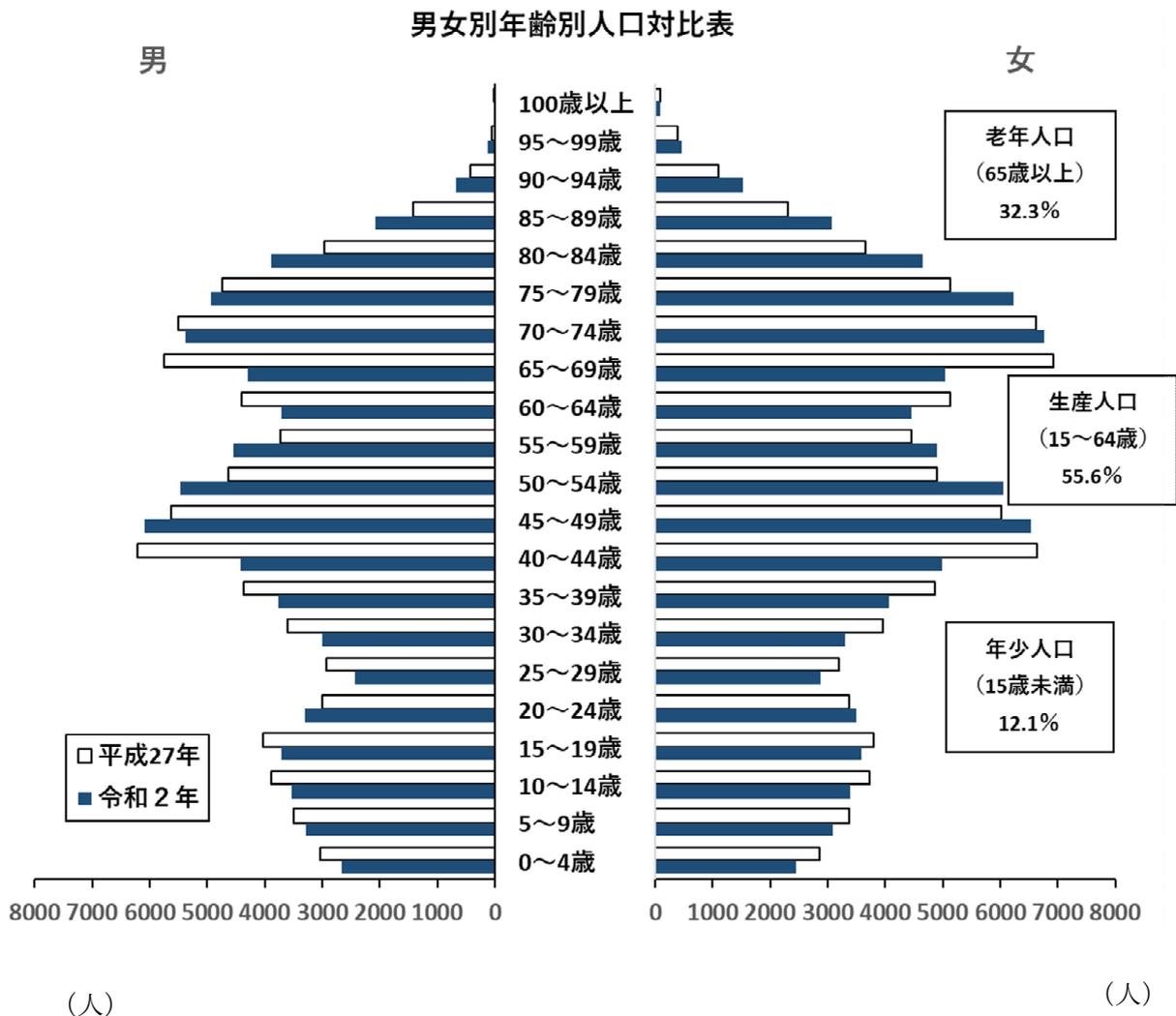
出典：市消防本部気象年報平成30年～令和4年の5箇年の月別平均値

### 3 人 口

令和2年の国勢調査で本市の人口は、152,321人となっており、人口密度は、1平方キロメートル当たり約2,850人となっています。

人口を年齢別に見ると、15歳未満が総人口に占める割合は12.1%、15～64歳の人口は55.6%、65歳以上は32.3%となっており、老年人口が年少人口を上回っています。

国勢調査における65歳以上の割合は、全国平均は28.7%であり、本市の32.3%は全国平均より3.6ポイント高くなっており、全国平均より高齢化が進んでいます。



出典：総務省統計局 「平成27年国勢調査結果」  
「令和2年国勢調査結果」

なお、本市は大都市近郊の住宅都市として発展してきたことから、令和2年国勢調査でみると、昼間人口123,592人、夜間人口152,321人で、昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口）は81.1となっており、流出入人口差は流出超過となっています。

（単位：人）

| 令和<br>2年 | 流入人口   |     |        | 流出人口   |       |        | 流出超過数  |       |        |
|----------|--------|-----|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|          | 就業者    | 通学者 | 総数     | 就業者    | 通学者   | 総数     | 就業者    | 通学者   | 総数     |
|          | 15,152 | 785 | 15,937 | 39,699 | 4,967 | 44,666 | 24,547 | 4,182 | 28,729 |

#### 4 土地利用

本市は大阪の周辺地域の中でも自然環境に恵まれた近郊農業地でしたが、大阪及び阪神臨海部の住宅地として発展し、中北部の農用地、山林の宅地化が進行してきました。

南部地域では、川西能勢口駅周辺が全市域での中心的性格を持っており、都市施設や鉄道、道路の集中に加えて、都市化の影響から住環境の悪化、道路交通や商業機能など都市機能の低下等々が生じたことから駅周辺都市整備計画基本構想を策定し、逐次これらの更新と環境の整備が図られている。

また、川西能勢口駅以南では農地が残っているものの、住工混在という多様な利用形態となっています。

中・北部地域では、盆地に既存集落と農地、丘陵地には大規模な住宅団地が点在し、また、能勢電鉄の主要駅を中心として地域核が形成、発展し、周辺部に緑地が残る利用形態となっています。

#### 5 自衛隊施設等

本市に隣接する伊丹市に陸上自衛隊伊丹駐屯地が所在し、陸上自衛隊中部方面隊の中核組織である中部方面総監部を有しています。本市域には川西駐屯地（自衛隊阪神病院、久代訓練場）が所在しています。

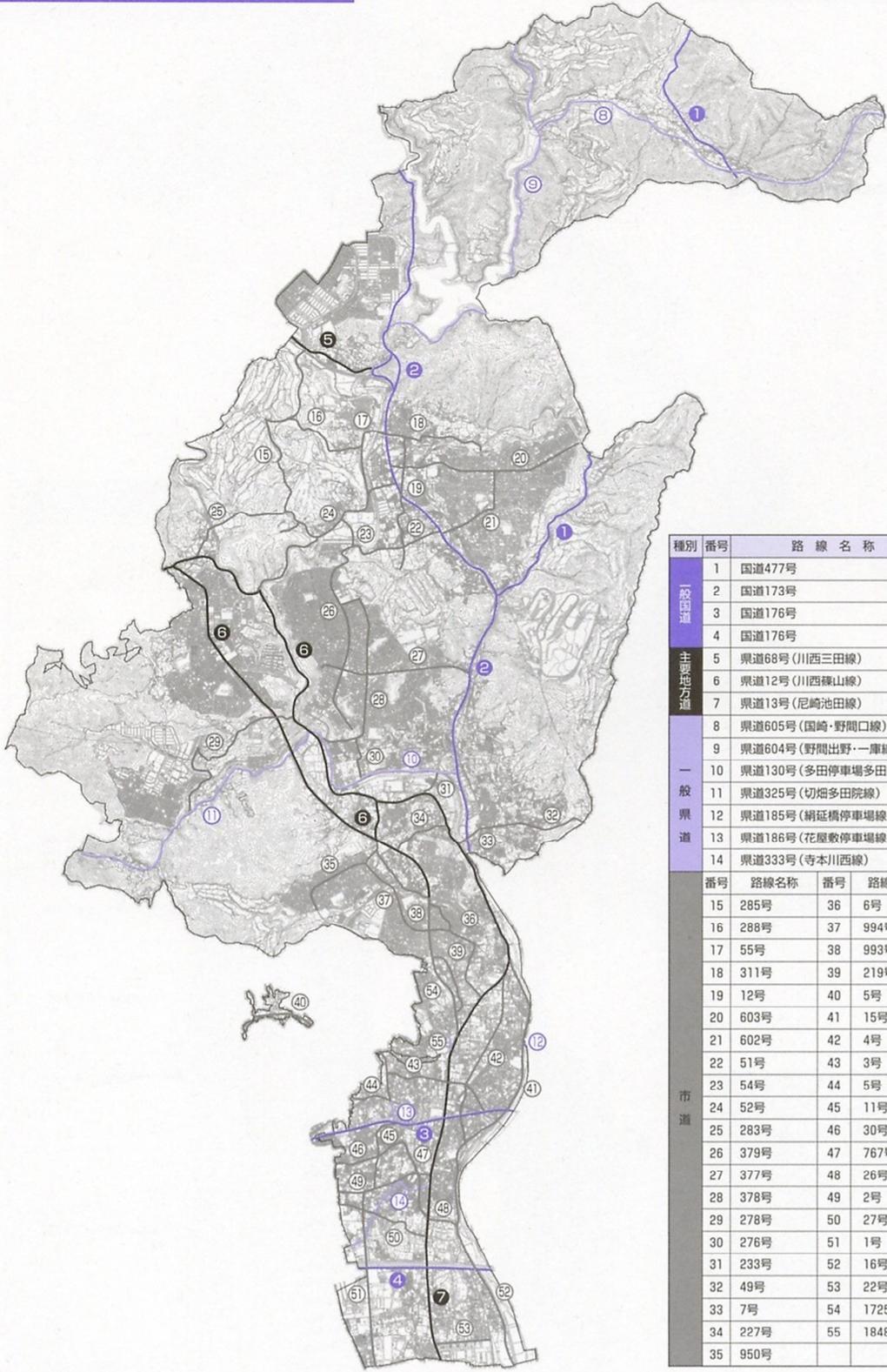
また、空港施設としては第一種空港の大阪国際空港が隣接する伊丹市に所在し、本市上空が飛行空域となっています。

## 6 交通

本市の道路体系は、都市計画道路呉服橋本通り線（国道176号）及びそのバイパス、中国縦貫自動車道が南部ゾーンを、新名神高速道路が北部ゾーンを東西方向に横断するとともに、同多田東谷線（国道173号）・同川西猪名川線・同川西伊丹線が南北方向に縦断し、また、大阪都心部に直結している阪神高速大阪池田線があり、主要な道路交通の骨格を形成しています。

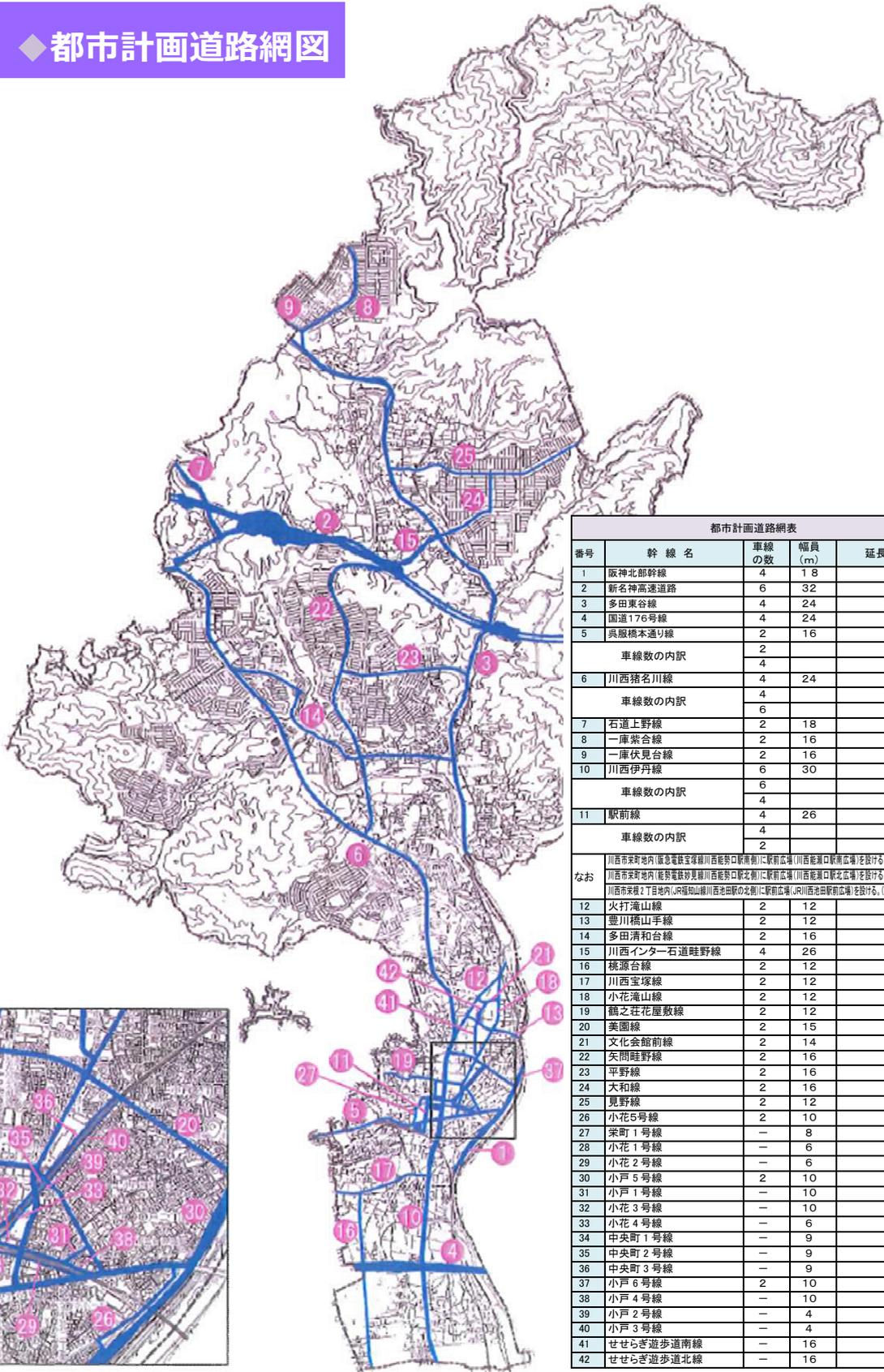
鉄道として、東西方向にJR福知山線、阪急電鉄宝塚線が、また、南北方向に能勢電鉄が走っており、これら鉄道を補完し、地域間交通の大きな担い手として阪急バスが運行しています。

# ◆ 幹線道路網現況図



| 種別   | 番号   | 路線名称              |    |       |
|------|------|-------------------|----|-------|
| 国道   | 1    | 国道477号            |    |       |
|      | 2    | 国道173号            |    |       |
|      | 3    | 国道176号            |    |       |
|      | 4    | 国道176号            |    |       |
| 県道   | 5    | 県道68号(川西三田線)      |    |       |
|      | 6    | 県道12号(川西稜山線)      |    |       |
|      | 7    | 県道13号(尼崎池田線)      |    |       |
| 一般県道 | 8    | 県道605号(国崎・野間口線)   |    |       |
|      | 9    | 県道604号(野間出野・一庫線)  |    |       |
|      | 10   | 県道130号(多田停車場多田院線) |    |       |
|      | 11   | 県道325号(切畑多田院線)    |    |       |
|      | 12   | 県道185号(網延橋停車場線)   |    |       |
|      | 13   | 県道186号(花屋敷停車場線)   |    |       |
|      | 14   | 県道333号(寺本川西線)     |    |       |
| 市道   | 番号   | 路線名称              | 番号 | 路線名称  |
|      | 15   | 285号              | 36 | 6号    |
|      | 16   | 288号              | 37 | 994号  |
|      | 17   | 55号               | 38 | 993号  |
|      | 18   | 311号              | 39 | 219号  |
|      | 19   | 12号               | 40 | 5号    |
|      | 20   | 603号              | 41 | 15号   |
|      | 21   | 602号              | 42 | 4号    |
|      | 22   | 51号               | 43 | 3号    |
|      | 23   | 54号               | 44 | 5号    |
|      | 24   | 52号               | 45 | 11号   |
|      | 25   | 283号              | 46 | 30号   |
|      | 26   | 379号              | 47 | 767号  |
|      | 27   | 377号              | 48 | 26号   |
|      | 28   | 378号              | 49 | 2号    |
|      | 29   | 278号              | 50 | 27号   |
|      | 30   | 276号              | 51 | 1号    |
|      | 31   | 233号              | 52 | 16号   |
|      | 32   | 49号               | 53 | 22号   |
|      | 33   | 7号                | 54 | 1725号 |
|      | 34   | 227号              | 55 | 1848号 |
| 35   | 950号 |                   |    |       |

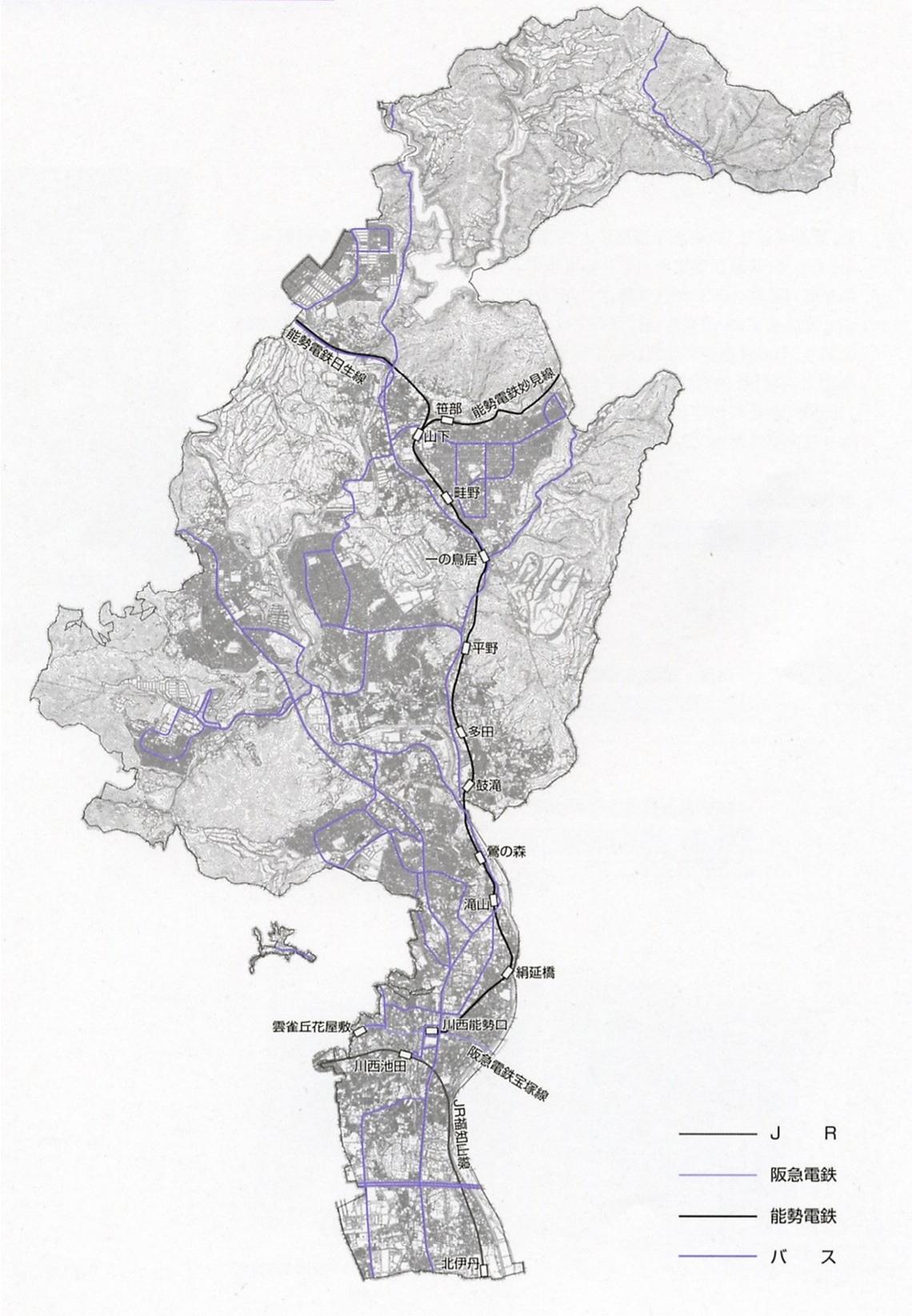
# ◆都市計画道路網図



都市計画道路網表

| 番号     | 幹線名  | 車線の数 | 幅員(m) | 延長(m)  |
|--------|--|------|-------|--------|
| 1      | 阪神北部幹線   | 4    | 18    | 約1,440 |
| 2      | 新名神高速道路  | 6    | 32    | 約5,390 |
| 3      | 多田東谷線  | 4    | 24    | 約7,040 |
| 4      | 国道176号線  | 4    | 24    | 約1,450 |
| 5      | 泉殿橋本通り線  | 2    | 16    | 約2,200 |
| 車線数の内訳 |  | 2    |       | 約1,980 |
|        |  | 4    |       | 約220   |
| 6      | 川西猪名川線   | 4    | 24    | 約7,590 |
| 車線数の内訳 |  | 4    |       | 約6,610 |
|        |  | 6    |       | 約980   |
| 7      | 石道上野線  | 2    | 18    | 約970   |
| 8      | 一庫紫合線  | 2    | 16    | 約1,430 |
| 9      | 一庫伏見合線   | 2    | 16    | 約160   |
| 10     | 川西伊丹線  | 6    | 30    | 約2,750 |
| 車線数の内訳 |  | 6    |       | 約1,710 |
|        |  | 4    |       | 約1,040 |
| 11     | 駅前線  | 4    | 26    | 約650   |
| 車線数の内訳 |  | 4    |       | 約340   |
|        |  | 2    |       | 約310   |
| なお     | 川西市栄町地内(阪急電鉄宝塚線川西能勢口駅前側)に駅前広場(川西能勢口駅前広場)を設ける。(面積約7,500㎡) |      |       |        |
|        | 川西市栄町地内(阪急電鉄妙見線川西能勢口駅前側)に駅前広場(川西能勢口駅前広場)を設ける。(面積約3,100㎡) |      |       |        |
|        | 川西市家原2丁目地内(京福知山線川西池田駅の北側に駅前広場(川西池田駅前広場)を設ける。(面積約5,100㎡)  |      |       |        |
|        |  |      |       |        |
| 12     | 火打滝山線  | 2    | 12    | 約980   |
| 13     | 豊川橋山手線   | 2    | 12    | 約650   |
| 14     | 多田清和台線   | 2    | 16    | 約3,240 |
| 15     | 川西インター石道畦野線  | 4    | 26    | 約3,300 |
| 16     | 桃濱台線   | 2    | 12    | 約1,950 |
| 17     | 川西宝塚線  | 2    | 12    | 約1,060 |
| 18     | 小花滝山線  | 2    | 12    | 約1,680 |
| 19     | 稲之荘花屋敷線  | 2    | 12    | 約1,260 |
| 20     | 美園線  | 2    | 15    | 約860   |
| 21     | 文化会館前線   | 2    | 14    | 約240   |
| 22     | 矢間畦野線  | 2    | 16    | 約3,770 |
| 23     | 平野線  | 2    | 16    | 約1,450 |
| 24     | 大和線  | 2    | 16    | 約1,080 |
| 25     | 見野線  | 2    | 12    | 約2,260 |
| 26     | 小花5号線  | 2    | 10    | 約860   |
| 27     | 茶町1号線  | -    | 8     | 約380   |
| 28     | 小花1号線  | -    | 6     | 約160   |
| 29     | 小花2号線  | -    | 6     | 約180   |
| 30     | 小戸5号線  | 2    | 10    | 約290   |
| 31     | 小戸1号線  | -    | 10    | 約210   |
| 32     | 小花3号線  | -    | 10    | 約110   |
| 33     | 小花4号線  | -    | 6     | 約170   |
| 34     | 中央町1号線   | -    | 9     | 約240   |
| 35     | 中央町2号線   | -    | 9     | 約30    |
| 36     | 中央町3号線   | -    | 9     | 約320   |
| 37     | 小戸6号線  | 2    | 10    | 約140   |
| 38     | 小戸4号線  | -    | 10    | 約90    |
| 39     | 小戸2号線  | -    | 4     | 約40    |
| 40     | 小戸3号線  | -    | 4     | 約320   |
| 41     | せせらぎ遊歩道南線  | -    | 16    | 約380   |
| 42     | せせらぎ遊歩道北線  | -    | 16    | 約240   |

◆ 鉄道・バス路線図



## ■第5章 市保護計画が対象とする事態

市保護計画では、県保護計画に基づいて作成することから、県保護計画において想されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とします。

なお、県保護計画では、基本指針で想定されている事態を対象としていますが、県内における具体的な事態の想定や留意点等について、今後も研究・検討していくこととしており、市保護計画についても、県保護計画との整合を図りながら関係機関と連携して検討を加えていきます。

### 【基本指針で想定されている事態】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 武力攻撃事態<ol style="list-style-type: none"><li>①着上陸侵攻</li><li>②ゲリラや特殊部隊による攻撃</li><li>③弾道ミサイル攻撃</li><li>④航空攻撃</li></ol></li><li>2 緊急処理事態<ol style="list-style-type: none"><li>①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃</li><li>②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃</li><li>③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃</li><li>④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等</li></ol></li></ol> |
|---|

### 1 武力攻撃事態等

#### (1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりです。

#### 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

#### 【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

#### (2) 武力攻撃事態の類型

県保護計画は、基本指針において想定されている武力攻撃事態を対象としています。基本指針において4つの類型が想定され、県保護計画において、次のとおりその特徴及び留意点が示されています。

| 事態の類型         | 特徴、留意点  |
|---------------|---|
| 着上陸侵攻         | <p><b>【攻撃目標となりやすい地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</li> <li>・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすい。</li> <li>・着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</li> </ul> <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害発生が想定される。</li> </ul> <p><b>【被害の範囲・期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予測される。</li> </ul> <p><b>【事態の予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から予測が可能である。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となるため、県対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。</li> <li>・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>  |
| ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <p><b>【攻撃目標となりやすい地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li> <li>・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。</li> </ul> <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。</li> <li>・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。</li> </ul> <p><b>【被害の範囲・期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（ダム等の生活関連施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul> <p><b>【事態の予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</li> <li>・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</li> </ul> |

| 事態の種類    | 特徴、留意点  |
|----------|---|
| 弾道ミサイル攻撃 | <p><b>【攻撃目標となりやすい地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> </ul> <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p><b>【被害の範囲・期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> </ul> <p><b>【事態の予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。</li> <li>・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。</li> </ul>   |
| 航空攻撃     | <p><b>【攻撃目標となりやすい地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に發揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。</li> <li>・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。</li> </ul> <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p><b>【被害の範囲・期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。</li> </ul> <p><b>【事態の予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</li> <li>・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul> |

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

### (3) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要があります。県保護計画において、次のとおりその特徴及び留意点が示されています。

| 攻撃の種類 | 特徴、留意点   |
|-------|--|
| 核兵器等  | <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核爆発によって、熱線、爆風及び初期放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短期間にもたらす。</li> <li>・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。</li> <li>・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</li> <li>・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> <li>・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>・避難にあたっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</li> <li>・汚染地域への立入制限を確実に実行し、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</li> </ul> |
| 生物兵器  | <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>  |

| 攻撃の種類 | 特 徴、留 意 点   |
|-------|---|
| 化学兵器  | <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</li> <li>・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。</li> <li>・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。</li> <li>・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。</li> </ul> |

## 2 緊急処理事態

### (1) 緊急処理事態の定義

事態対処法第22条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりです。

#### 【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

### (2) 緊急処理事態の分類

県保護計画は、基本指針において想定されている緊急処理事態を対象としており、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態を想定しています。基本指針において、事態例として攻撃対象施設等又は攻撃手段の種類によって次のとおり分類されています。

## ア 攻撃対象施設等による分類

| 分類                               | 事態例  | 被害の概要   |
|----------------------------------|--|---|
| 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態   | 原子力事業所等の破壊   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく</li> <li>・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく</li> </ul>      |
|                                  | 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生</li> <li>・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>    |
|                                  | 危険物積載船への攻撃   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生</li> <li>・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障</li> </ul> |
|                                  | ダムの破壊  | ダムの下流に多大な被害が発生  |
| 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設</li> <li>・ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul> | 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大  |

## イ 攻撃手段による分類

| 分類                             | 事態例  | 被害の概要   |
|--------------------------------|--|---|
| 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 | ダークボム等の爆発による放射能の拡散   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生</li> <li>・ダークボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり</li> <li>・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様</li> </ul>               |
|                                | 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布  | 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様  |
|                                | 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布   | 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様  |
|                                | 水源地に対する毒素等の混入  | 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似   |
| 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化）</li> <li>・攻撃目標である施設周辺への被害も予想</li> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生</li> <li>・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul> |

## 第2編 平素からの備えや予防

### ■第1章 組織・体制の整備等

#### 第1節 市における組織・体制の整備

市が保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制の整備、消防機関の体制などについて定めます。

#### 1 組織・体制の整備

##### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備します。

##### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど24時間体制を確立し、市長及び国民保護担当職員に速やかに連絡が取れるよう体制を確保します。

##### (3) 幹部職員等への連絡手段の確保

市幹部職員及び国民保護担当職員への連絡は、あらかじめ連絡可能なメールアドレス及び電話番号を登録し、繰り返し通報する一斉通報システムを活用し、連絡の確保に努めます。

##### (4) 参集が困難な場合の対応

川西市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

【市対策本部長・副本部長・本部員の代替順位】

| 名 称      | 第一順位  | 第二順位            | 第三順位   |
|----------|-------|-----------------|--------|
| 本部長 市 長  | 副 市 長 | 総 務 部 長         | 企画財政部長 |
| 副本部長 副市長 | 総務部長  | 企画財政部長          | 土木部長   |
| 本部員      | 副 部 長 | 以下、各部ごとに別に定める職員 |        |

## 2 消防機関の体制

### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとします。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備します。

### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図ります。また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての周知を図るとともに、保護措置に関する訓練への参加が得られるよう努めます。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり連携体制の整備のあり方について定めます。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとします。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、迅速かつ的確な保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図るものとします。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図るものとします。

#### (2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図るものとします。

### (3) 県保護計画との整合性の確保

市は、県の保護計画の協議を通じて、市の行う保護措置と県の行う保護措置との整合性の確保を図るものとします。

### (4) 県警察との連携

市長は、自ら管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察との必要な連携を図るものとします。

## 3 近隣市町との連携

### (1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握することとします。また、近隣市町相互の保護計画の内容について協議する機会を捉え、計画の整合性を図るとともに、防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町との相互間の連携を図っていきます。

なお、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行うこととします。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るものとします。また、消防機関のNBC対応が可能な部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るものとします。なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行うこととします。

#### 【本市が保有するNBC関係資機材】

| 種 類            | 数 量 | 種 類            | 数 量 |
|----------------|-----|----------------|-----|
| 放射線防護服         | 2   | 陽圧式化学防護服       | 5   |
| 呼吸保護具（酸素ボンベ式）  | 5   | 呼吸保護具（空気ボンベ式）  | 5 1 |
| 防毒マスク          | 3 3 | 個人警報線量計        | 1 5 |
| 環境放射線測定器（電離箱式） | 1   | 環境放射線測定器（GM管式） | 5   |
| 有毒ガス検知管        | 5   | 表面汚染検査計（GM管式）  | 2   |

## 4 指定（地方）公共機関等との連携

### (1) 指定（地方）公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定（地方）公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定（地方）公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくものとします。

### (2) 医療機関との連携

市は武力攻撃事態等発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会との連絡体制を確認し連携を図るものとします。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関及び市内事業所から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図るものとします。防災に係る応援協定については、川西市地域防災計画に記載のとおりです。

## 第3節 市民に期待される取組等

### 1 市民に期待される取組

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待されます。

#### (1) 住民及びコミュニティ組織、自治会等に期待される取組

##### ア 平素における取組

- (ア) 各家庭において水及び食糧を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備すること。
- (イ) 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につけること。
- (ウ) 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ連絡先や集合場所を決めておくこと。
- (エ) 最寄りの避難施設と経路を確認しておくこと。

##### イ 武力攻撃事態等における取組

- (ア) 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努めること。
- (イ) 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動すること。
- (ウ) 警報や避難指示が県から通知された場合、市から地域団体等に伝達されるので、団体から各地域の住民に情報を連絡すること。
- (エ) 避難にあたっては、できる限り地域ごとの単位で行動すること。

#### (2) 自主防災組織に期待される取組

##### ア 平素における取組

- (ア) 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備すること。
- (イ) 地域における危険箇所を把握しておくこと。
- (ウ) 市や消防と連携して、訓練を実施すること。

##### イ 武力攻撃事態等における取組

- (ア) 市からの警報等の情報を住民に伝達すること。
- (イ) 地域の住民の安否確認を行うこと。
- (ウ) 市や消防と連携して、避難住民を誘導すること。

### (3) 事業所に期待される取組

#### ア 平素における取組

- (ア) 事業所内において水及び食糧等を備蓄すること。
- (イ) 事業所内における危険箇所を把握すること。
- (ウ) 最寄りの避難施設と経路を確認し、従業員等に周知しておくこと。
- (エ) 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施すること。

#### イ 武力攻撃事態等における取組

- (ア) 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達すること。
- (イ) 従業員により、顧客等の避難誘導を行うこと。
- (ウ) 従業員等の安否確認を行うこと。
- (エ) 避難にあたっては、できる限り事業所等の単位で行動すること。

## 2 市民との連携・支援

### (1) 市民との連携

市は、県と協力しながら、市民に対し共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、地域における自主的な活動への支援に努めます。また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、社会福祉協議会、商工会等の団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努めます。

### (2) 自主防災組織及びボランティア活動に対する支援 (法 4-3)

市は、自主防災組織及びボランティア関係団体等による保護措置のために行われる自発的な活動に対して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

## 第4節 通信の確保

武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定めます。

### 1 非常通信体制の整備

#### (1) 非常通信体制の充実強化

市は、武力攻撃事態等において加入電話、携帯電話が使用できない場合で、他の有線通信が利用できないとき又は利用することが困難なときに対処するため、近畿地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、情報連絡手段の確保に関する対策の推進に努めるものとします。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めるとともに、その運用、管理等にあたっては、次の点に留意するものとします。

ア 無線通信ネットワークの整備及びネットワーク間の連携を確保すること。

イ 有・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の多重化を推進すること。

ウ 整備した無線設備等については、総点検を定期的に行うとともに、機器の操作の習熟に向け、平時から訓練に努めること。

エ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意すること。

オ 通信の輻輳及び途絶を想定した通信訓練を定期的に行うこと。

カ 携帯電話、アマチュア無線等の移動通信系の活用体制を整備すること。

キ 災害時優先電話等を効果的に活用するとともに、配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等に習熟しておくこと。

### (3) 市民に対する情報伝達手段の整備

ア 市は、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達的手段として、広報車両の活用の他、防災行政無線、市ホームページ、携帯電話へのメール配信（かわにし安心ネット他）等のメディアの活用など、できる限り多くの通信連絡手段がとれるよう整備充実に努めるものとします。

イ 市民に情報を提供するにあたっては、高齢者、障がい者等、情報の伝達に際し要配慮者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討に努めることとします。

## 2 情報通信機器等の活用

### (1) フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、県が整備したフェニックス防災システムを活用するものとします。

### (2) 兵庫衛星通信ネットワーク

市は、武力攻撃事態等により有線系の伝達手段が途絶した場合などに、県が整備した兵庫衛星通信ネットワークを活用し、音声、FAX等の情報を送受信することとします。

### (3) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した、緊急情報の双方向通信システムである、「緊急情報ネットワークシステム」（Em-Net）の安定使用を図り、国（内閣官房）からの国民保護関連情報を収集します。

### (4) 防災行政無線

市は全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動して同報系防災行政無線を自動起動させることにより、武力攻撃事態等における迅速な警報等の内容を伝達します。

#### 【全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や、自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

## 第5節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報等の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定めます。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対し、これらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備するものとします。

#### (2) 体制整備にあたっての留意事項

体制の整備にあたっては、防災における体制を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が生じた場合の通信の確保に留意するものとします。

#### (3) 情報の共有

市は、保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努めるものとします。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報等の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、周知を図るものとします。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなどにより、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への伝達に配慮することとします。

#### (2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築するものとします。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民への周知を図るものとします。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、警報を迅速に伝達すべき区域内の施設として、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担を踏まえて連絡先、連絡方法等について定めることとします。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、期待される役割について周知することとします。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告するものとします。

## 【収集・報告すべき情報】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none"><li>① 氏名</li><li>② フリガナ</li><li>③ 出生の年月日</li><li>④ 男女の別</li><li>⑤ 住所</li><li>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る）</li><li>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）</li><li>⑧ 負傷（疾病）の該当</li><li>⑨ 負傷又は疾病の状況</li><li>⑩ 現在の居所</li><li>⑪ ⑨及び⑩のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</li></ol></li><br/><li>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）<ol style="list-style-type: none"><li>① 死亡の日時、場所及び状況</li><li>② 遺体が安置されている場所</li></ol></li></ol> |
|---|

### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行うこととします。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や報告先・報告手順等）の確認を行います。

### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握に努めることとします。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、市対策本部の担当窓口の明確化など体制整備を図るものとします。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めるものとします。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
川 西 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 川西市〇〇町A丁目B番地C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人的被害 |       |     |     | 住家被害 |    | その他 |
|------|------|-------|-----|-----|------|----|-----|
|      | 死者   | 行方不明者 | 負傷者 |     | 全壊   | 半壊 |     |
|      |      |       | 重傷  | 軽傷  |      |    |     |
| (人)  | (人)  | (人)   | (人) | (棟) | (棟)  |    |     |
|      |      |       |     |     |      |    |     |
|      |      |       |     |     |      |    |     |
|      |      |       |     |     |      |    |     |

\* 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概況 |
|------|-----|----|----|----|
|      |     |    |    |    |
|      |     |    |    |    |
|      |     |    |    |    |

## 第6節 研修及び訓練

市職員は、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、市が実施する研修及び訓練について定めます。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会確保に努めます。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行うこととします。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行うこととします。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用することとします。

### 2 訓練（法42）

#### (1) 訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を行うよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとします。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、実動訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努めます。

### 【訓練の例】

| 訓練の形態             | 訓練の項目   |
|-------------------|---|
| 市対策本部設置<br>運営訓練   | 職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練 |
| 通知・伝達訓練           | 住民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練                     |
| 避難誘導訓練            | 市の区域を越える広域的な避難を想定した避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練             |
| 救援訓練              | 避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練                                     |
| NBC攻撃災害<br>への対処訓練 | NBC攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練              |

## (3) 訓練にあたっての留意事項

ア 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施します。

イ 訓練実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、コミュニティ、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。

ウ 訓練実施後には評価を行うとともに、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業に反映できるよう努めます。

エ 市は、住民に対し訓練の参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の開催時期などについて住民が参加しやすいよう配慮することとします。

オ 市は県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の人が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促します。

カ 市は県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意します。

## ■第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市長は、県知事からの避難の指示の伝達や避難実施要領の策定等により避難誘導を行うとともに、県知事から委任された救援に関する措置及び県知事が実施する救援に関する措置の補助を行うことから、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項を定めます。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から必要な基礎的資料を準備します。

##### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ）
- 区域内の道路網のリスト（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト）
- 輸送力のリスト（鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト（消防本部・署の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保するものとします。

### (3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

#### ア 高齢者、障がい者等の日常的把握

市は、民間が管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数について、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努めるものとします。

また、福祉部局と防災部局が情報を共有しながら、民生委員、福祉委員会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織、コミュニティ、自治会等の協力を得て、高齢者、障がい者等の状況を把握し、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者への迅速な対応が図られるよう努めるものとします。

#### イ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努めるものとします。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット等を用いた情報伝達手段の確保に努めるものとします。

#### ウ 緊急通報システムの活用

市は、高齢者、障がい者等に対し、自宅に設置する緊急通報システム事業の周知に努めます。

#### エ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握することとし、避難行動要支援者の避難に利用できるよう確保に努めるものとします。

### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築するものとします。

### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえ、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練を通じた対応の確認に努めます。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとします。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮することとします。

避難実施要領のパターンを作成するにあたっては、県から必要な助言を受けるとともに、特に避難経路の選定等について県警察から助言を受けることとします。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や、県が行う救援を補助する場合に鑑み、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておくものとします。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保するものとします。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有するものとします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none"><li>①保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、航空機等）の数、定員</li><li>②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など</li></ul></li><br/><li>○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none"><li>①道 路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）</li><li>②鉄 道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）</li><li>③港 湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）</li><li>④飛行場（飛行場名、滑走路長・本数、管理者の連絡先など）</li><li>⑤ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）</li></ul></li></ul> |
|---|

## (2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有するものとします。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮したうえで、迅速な復旧に努めます。

## (3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとします。

### 【市内ヘリコプター臨時離着陸場適地】

|                 |              |                |               |
|-----------------|--------------|----------------|---------------|
| 番 号             | 阪059         | 阪北326          | 阪北334         |
| 所 在 地           | 東久代1-14      | 国崎字小路13        | 出在家町23-5      |
| 名 称             | 東久代運動公園      | 国崎クリンセンター多目的広場 | 猪名川河川防災ステーション |
| 管 理 者           | 川西市長         | 川西市長           | 川西市長          |
| 連 絡 先           | 072-740-1111 | 072-759-0119   | 072-740-1145  |
| 最大対応機種          | 川崎 CH-47J    | 川崎 CH-47J      | AS332L1       |
| 敷地の広さ<br>(延長×幅) | 600m×150m    | 110m×72m       | 27m×25m       |

東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションは、大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用します。

※ 東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションの使用にあたっては、大阪空港事務所との協議が必要。

## 5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、住民に周知することとします。

## 6 避難施設の指定への協力等

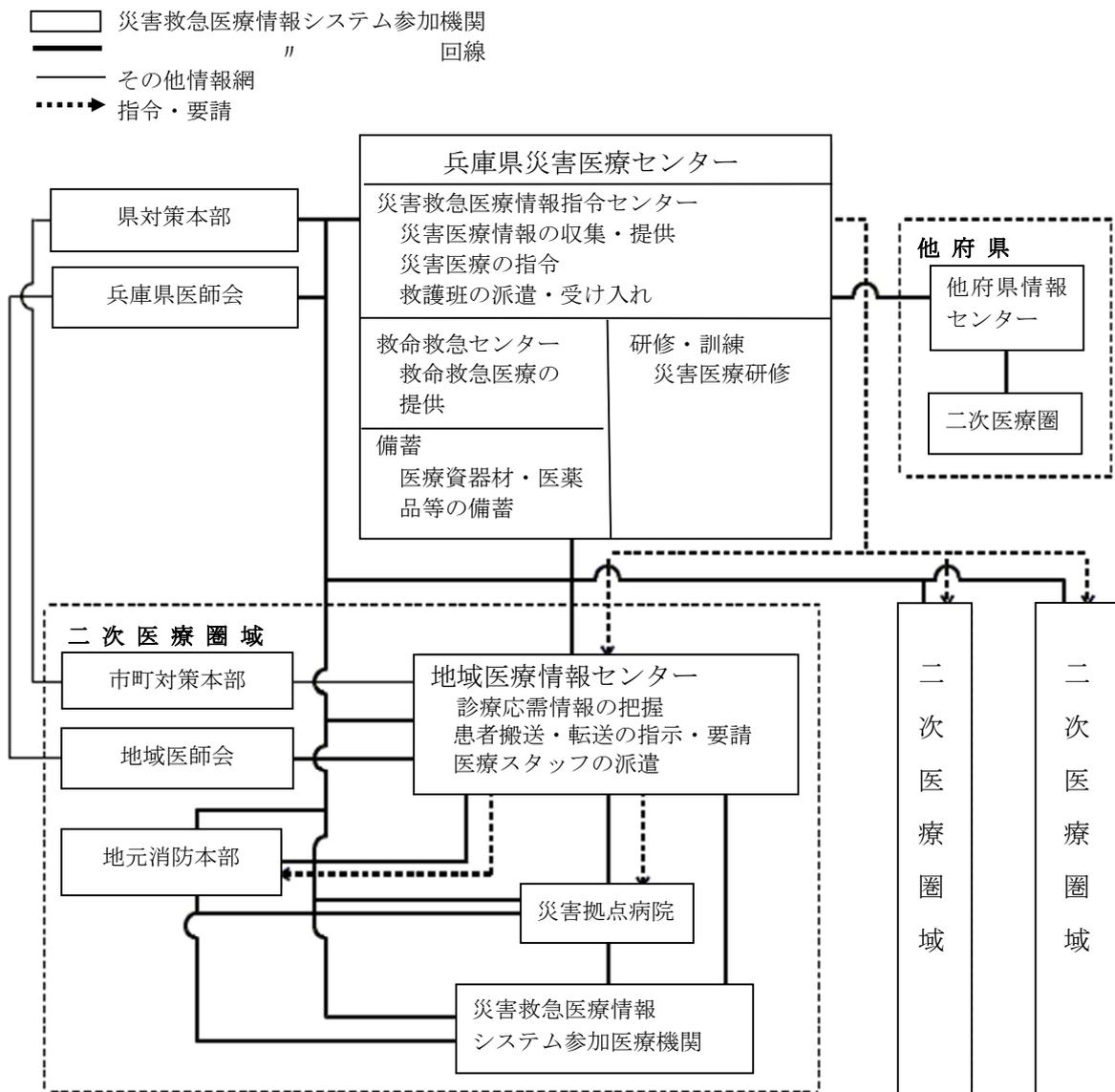
市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知します。

また、市が施設管理者である場合は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮するものとします。

## 7 医療体制の整備

市は、災害医療コーディネーター、救急告示病院等と調整しながら、民間の医療機関を含む区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受入れ、被災患者の受入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会、等との連携を図るものとします。

【災害救急医療システム概念図】



## 8 生活関連等施設の把握等

### 8 生活関連等施設の把握等

#### (1) 生活関連等施設の定義（法 102-1）

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であつて、政令で定められているものをいう。

ア 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）

イ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

#### (2) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備することとします。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとします。

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】（令 27・28）

| 施行令   | 施 設 の 種 類   | 所管省庁名          |
|-------|---|----------------|
| 27条1号 | 発電所（最大出力 5 万kw以上）、変電所（使用電圧10万 V 以上）                     | 経済産業省          |
| 27条2号 | ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）               | 経済産業省          |
| 27条3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万 m <sup>3</sup> ／1 日以上）       | 厚生労働省          |
| 27条4号 | 鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／1 日以上）                             | 国土交通省          |
| 27条5号 | 電気通信事業用交換設備   | 総務省            |
| 27条6号 | 放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であつて、地上にあるものうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）  | 総務省            |
| 27条7号 | 水域施設、係留施設   | 国土交通省          |
| 27条8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設                                   | 国土交通省          |
| 27条9号 | ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが 15m未満のダムを除く） | 国土交通省<br>農林水産省 |

| 施行令        | 施 設 の 種 類  | 所管省庁名  |                 |
|------------|------------|--|-----------------|
| 27条<br>10号 | 28条<br>1号  | 危険物の取扱所  | 総務省消防庁          |
|            | 28条<br>2号  | 毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所                        | 厚生労働省           |
|            | 28条<br>3号  | 火薬類の製造所、火薬庫  | 経済産業省           |
|            | 28条<br>4号  | 高圧ガスの製造施設、貯蔵施設   | 経済産業省           |
|            | 28条<br>5号  | 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設 | 原子力規制委員会        |
|            | 28条<br>6号  | 核原料物質使用施設、製錬施設   | 原子力規制委員会        |
|            | 28条<br>7号  | 放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者                    | 原子力規制委員会        |
|            | 28条<br>8号  | 薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等   | 厚生労働省、<br>農林水産省 |
|            | 28条<br>9号  | LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝用アンモニアタンク                                   | 経済産業省           |
|            | 28条<br>10号 | 生物剤・毒素の取扱所   | 各省庁<br>(主務大臣)   |
|            | 28条<br>11号 | 毒性物質の取扱所   | 経済産業省           |

## (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施するものとします。この場合においては、県警察との連携を図るものとします。

### 【予防対策の例】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁内の緊密な情報連携</li> <li>2 庁舎内における不審物の有無の点検 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 庁舎内の巡回点検</li> <li>② 登庁時及び退庁時の執務室内の点検</li> <li>③ 不審物発見時の警察等への通報</li> <li>④ 退庁時の施錠徹底</li> </ol> </li> <li>3 その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底</li> </ol> |
|---|

## ■第3章 物資及び資材の備蓄、整備

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との相互補完

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ備蓄することとします。

#### (2) 地域防災計画に定めている備蓄体制

##### ア 基本方針

- (ア) 災害発生からおよそ3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じます。
- (イ) 住民が各家庭や職場で、平常時から3日分程度の食糧、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとします。
- (ウ) 住民の備蓄を補完するため、地域等の単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めることとします。
- (エ) 市及びその他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分程度の備蓄に努めるものとします。

##### イ 食糧

#### (ア) 供給対象者

食糧の供給対象者は避難所等に収容されている被災者、住家に被害を受けて炊事のできない者、被害を受けたため縁故先への一時避難者、救助・救護活動等に従事する者に供給します。

#### (イ) 備蓄の主な品目

アルファ化米、パン、おかゆ、水など長期保存可能な食糧を主に備蓄し、逐次品目を拡大させます。

#### (ウ) 備蓄食糧の数量

備蓄食糧の数量は、コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努めます。また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮します。

(エ) 備蓄食糧の保管、管理

備蓄食糧は応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに、適宜点検を行い補充、更新に努めます。

ウ 生活必需物資

(ア) 供給対象者

住家の全・半壊（焼）、流失等により、被服、寝具、日用品等の生活上必要な最低限度の家財を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難となった被災者並びに避難所等に収容されている被災者などに供給します。

(イ) 備蓄の主な品目

寝具、身の回り品、炊事道具・食器、日用品、光熱材料等

(ウ) 備蓄物資の数量

災害発生後、被災者の当分の生活に必要な相当量を目標とします。また、物品によっては要配慮者などの対象者や用途を考慮して数量を見積るものとします。

(エ) 備蓄物資の保管、管理

生活必需物資は応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに、適宜点検を行い補充、更新に努めます。

(3) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応することとします。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(4) 県との連携

市は、保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄・整備について、県と連携して対応することとします。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達できるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備することとします。

## 2 市が管理する施設並びに設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備・点検等

市は、その管理する施設及び設備について整備し又は点検するとともに、上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとします。

### (2) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努めるものとします。

## ■第4章 啓 発

武力攻撃災害による被害の最小限化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であり、そのためには、広く市民が保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることが重要であることから、啓発のあり方について示します。

### 1 保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用し、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等の実施に努めることとします。なお、その実施にあたっては、高齢者や障がい者、外国人等に対する啓発の方法について留意することとします。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行うこととします。

#### (3) 学校における啓発

市教育推進部は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成等、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行うこととします。

### 2 武力攻撃事態等において市民が取るべき行動等に関する啓発

#### (1) 発見者の通報義務等の啓発（法 98）

市は武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図るものとします。

#### (2) 市民がとるべき対処の啓発

市は、弾道ミサイル飛来時における全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及びとるべき避難行動や、攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料も活用し、市民に対し平素から周知に努めます。

(3) 傷病者の応急手当の普及

市は、日本赤十字社、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努めるものとします。

(4) 事業所に対する啓発

平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発に努めるものとします。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### ■第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その原因が明らかでないことも多く、意図的に引き起こされた可能性も考えられることから、市は、政府による武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階から初動体制を確立する必要があります。また、事態認定は行われたものの、本市が市対策本部を設置すべき市に指定されていない場合においても、警報の伝達等の措置を実施するなど、保護措置を実施するための体制を確立する必要があります。

県においても、これらの事態には危機管理対策本部等が設置されることから、本市における組織体制について次のとおり定めます。

#### 【想定される事態と体制】

| 想定される事態  | 対 応  | 体 制      |
|--|--|----------|
| 市内及び県内他市町及び大阪府、京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態発生に関する情報を入手したとき | 情報収集   | 緊急対応連絡会議 |
| 県外（大阪府・京都府を除く）において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき             | 情報収集   |          |
| 市内において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき                         | 発生した事態への対応<br>情報収集                                   | 緊急対応対策本部 |
| 県内他市町及び大阪府・京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき             | 情報収集   |          |
| 政府による武力攻撃事態等の認定がなされ、本市に市対策本部設置の指定がないとき                       | 必要に応じ保護法に基づき保護措置を実施するとともに、市対策本部を設置すべき指定の要請を、県を経由して行う |          |

#### 1 緊急対応連絡会議等の設置及び初動体制

##### (1) 緊急対応連絡会議の設置

市内において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態を把握した場合は、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、市として初動対応を的確かつ迅速に実施するため、緊急対応連絡会議を設置し、構成員の所属において対応を図ります。

また、市外（大阪府・京都府を除く県外）において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生した場合についても、情報収集等のため、同連絡会議を設置します。

## ア 設置基準

- (ア) 市内及び県内他市町及び大阪府、京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態に関する情報を入手し、情報の確認及び収集、警戒等について対応が必要と認めるとき
- (イ) 県外（大阪府・京都府を除く）において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき
- (ウ) その他、副市長が必要と認めるとき

## イ 緊急対応連絡会議の設置手順

- (ア) 緊急対応連絡会議事務局員（総務部）は、構成員に対し参集の連絡を行います。
- (イ) 緊急対応連絡会議の設置場所は、原則として、川西市役所とします。
- (ウ) 緊急対応連絡会議の設置その他本市の対応状況について、県をはじめ関係機関に連絡します。

## ウ 組織構成

| 区 分   | 職 名  |
|-------|--|
| 会 長   | 副 市 長  |
| 副 会 長 |  |
| 構 成 員 | 市長公室長、企画財政部長、総務部長、都市政策部長、<br>資産マネジメント部長、土木部長、消防長 |

\*その他、状況に応じて副市長が指名する者

## エ 対処措置

- (ア) 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行います。
- (イ) 災害の拡大が予測され、全庁的な対応が必要となる見込みとなった場合には、緊急対応対策本部の設置について協議し、設置が必要であると認める場合は、その旨を市長に上申するものとします。

## (2) 緊急対応対策本部の設置

国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、緊急対応連絡会議の協議により緊急対応対策本部の設置が上申された場合などで、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合並びに市対策本部が廃止され

た後に引き続き警戒が必要である場合には、緊急対応対策本部を設置し、全庁的な体制を整えることとします。

#### ア 設置基準

- (ア) 市内において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生し、全庁的な対応が必要であると認められるとき
- (イ) 県内他市町及び大阪府・京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき
- (ウ) 政府による武力攻撃事態等の認定がなされ、本市に市対策本部設置の指定がないとき
- (エ) 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき
- (オ) その他、市長が必要であると認めるとき

#### イ 緊急対応対策本部の設置手順

緊急対応対策本部を設置する場合は、緊急対応連絡会議の設置手順に準じます。

#### ウ 組織構成

| 区 分   | 職 名  |
|-------|--|
| 本 部 長 | 市 長  |
| 副本部長  | 副市長  |
| 本 部 員 | 川西市部長会議規程（平成 30 年川西市訓令第 25 号）第 2 条第 3 号から第 19 号までに掲げる者及び議会事務局長 |

\*その他、状況に応じて市長が指名する者

#### エ 対処措置

- (ア) 情報の収集、警戒、初動措置等について、全庁的な対応を行います。
- (イ) 政府による事態認定がなされた場合には、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定など保護措置を行うとともに、市対策本部を設置すべき指定の要請を、県を経由して行います。
- (ウ) 各種連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急救助等消防活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行うなど、被害の最小化を図ります。

(エ) 警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、緊密な連携を図ります。

## 2 市対策本部との調整

### (1) 市対策本部設置前の調整

緊急対応対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、緊急対応対策本部等を廃止します。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の指定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとします。

### (2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けた場合は、市は、遅滞なく市対策本部を廃止しますが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、緊急対応対策本部に移行して不測の事態に備えるものとします。

## ■第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を設置する場合の手順や組織、機能等について定めます。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行います。

##### ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法 25-2）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けます。

##### イ 市長による市対策本部の設置（法 27-1）

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置します。また、事前に緊急対応対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えます。

##### ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、時間内・外、休日等の状況に応じて庁内放送、電話、FAX、職員参集システムなど最も早く確実に伝達し得る方法を用い、市対策本部に参集するよう連絡します。

##### エ 市対策本部の開設

市対策本部事務局員は、市庁舎202会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を整えます。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努めるものとします。

##### オ 市対策本部開設の連絡

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び指定（地方）公共機関等その他の関係機関並びに市議会に対して、直ちに市対策本部を設置した旨を連絡します。

カ 交替要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努めます。

キ 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等、市対策本部を庁舎内に開設できない場合は、その都度最寄りの公共施設等に設置します。また、市の区域を越える避難により、市内に市対策本部を設置することができない場合は、知事及び避難先の市町村長と市対策本部の開設場所について協議します。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法 26-2、29-11）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合に、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請するものとします。なお、市長は、市対策本部の設置の有無に関わらず、保護措置を実施することができるものとします。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとします。

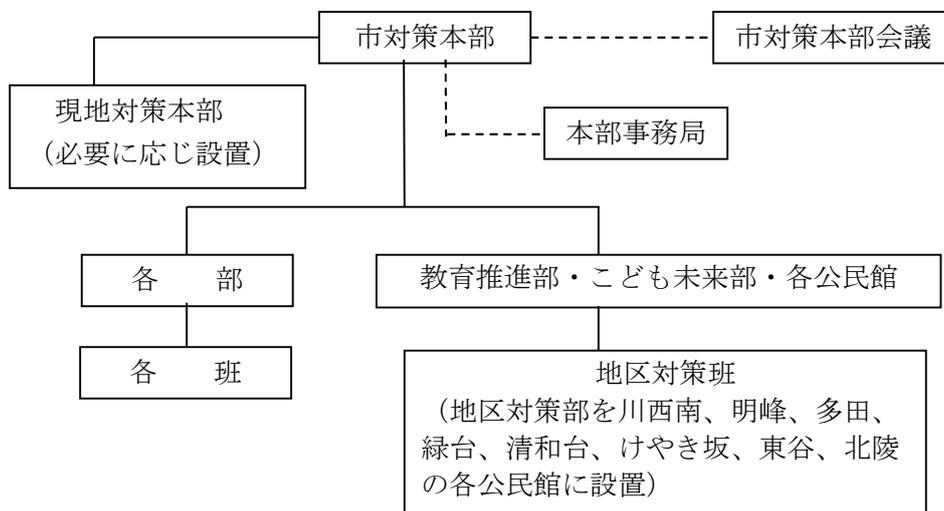
ア 本部員（法 28）

市対策本部の本部員については、次のとおりとし、必要があると認めるときは、国の職員、指定（地方）公共機関等の職員など、市職員以外の者を市対策本部会議に出席させることができるものとします。

| 区 分   | 職 名  |
|-------|--|
| 本 部 長 | 市 長  |
| 副本部長  | 副市長  |
| 本 部 員 | 川西市部長会議規程（平成 30 年川西市訓令第 25 号）第 2 条第 3 号から第 19 号までに掲げる者及び議会事務局長 |

## イ 組織体系

武力攻撃災害における市対策本部の組織体系については、原則として、下記のとおり地域防災計画地震災害対策計画編における地震時の組織体系を準用するものとしますが、事態の状況等を勘案し、地区対策部を設置しない場合があるものとします。



### 【地区対策部】

| 地区対策部名    | 設置場所    |
|-----------|---------|
| 南地区対策部    | 川西南公民館  |
| 明峰地区対策部   | 明峰公民館   |
| 多田地区対策部   | 多田公民館   |
| 緑台地区対策部   | 緑台公民館   |
| 清和台地区対策部  | 清和台公民館  |
| けやき坂地区対策部 | けやき坂公民館 |
| 東谷地区対策部   | 東谷公民館   |
| 北陵地区対策部   | 北陵公民館   |

### 【地区対策部の性格】

- (ア) 地区対策部は、道路等が通行不能となった場合等に各地区での救援措置等を迅速に実施するため、必要人員を参集させるとともに、現地調整所の役割も担うものとし、現場に到着した関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応ができるように設置するものです。
- (イ) 他機関等により現地調整所が現場付近にテント等により設置されている場合には、地区対策部を設置した公民館をベースとして、現地に職員を派遣し、調整にあたります。

ウ 対策本部各部の構成及び事務分掌

| 部 名               | 班 名 | 事 務 分 掌  | 地域防災計画災害応急対策計画上の所掌計画   |
|-------------------|-----|--|--|
| 市長公室              | 庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 本部会議決定事項の伝達に関すること。</li> <li>3 災害広報に関すること。</li> <li>4 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関すること。</li> <li>5 報道機関に対する情報発表に関すること。</li> <li>6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</li> </ol>        | 被害状況等収集報告計画<br>災害広報・広聴計画<br>要配慮者対策計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備                                       |
|                   | 受付班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民からの電話等の受付に関すること。</li> <li>2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関すること。</li> </ol>   |  |
| 企画財政部<br>(会計課を含む) | 庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 本部会議決定事項の伝達に関すること。</li> <li>3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関すること。</li> <li>4 県及びその他関係機関への報告に関すること。</li> <li>5 応援協力要請及びそのとりまとめに関すること。</li> <li>6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</li> </ol> | 応急活動計画<br>被害状況等収集報告計画<br>広域応援・協力計画<br>消防活動計画<br>避難計画<br>要配慮者対策計画<br>交通輸送計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備 |
|                   | 受付班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民からの電話等の受付に関すること。</li> <li>2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関すること。</li> </ol>   |  |
|                   | 財政班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関すること。</li> <li>2 災害救助費の支出に関すること。</li> <li>3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関すること。</li> <li>4 応急救助に要する資金前渡に関すること。</li> </ol>   |  |

|                    |         |  |   |
|--------------------|---------|--|---|
| 総務部<br>(各行政委員会を含む) | 庶務班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>2 本部会議決定事項の伝達に関する事。</li> <li>3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関する事。</li> <li>4 県及びその他関係機関への報告に関する事。</li> <li>5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事。</li> <li>6 本庁舎の被害調査に関する事。</li> <li>7 警察等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>8 避難、警戒区域等の対策全般に関する事。</li> <li>9 応援協力要請及びそのとりまとめに関する事。</li> <li>10 災害に関する市議会との連絡に関する事。</li> <li>11 被災者台帳の作成に関する事。</li> <li>12 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関する事。</li> <li>13 防災行政無線無線局の管理運用に関する事。</li> <li>14 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</li> <li>15 他の部、班の所管に属さない事。</li> </ol> | 応急活動計画<br>被害状況等収集報告計画<br>災害広報・広聴計画<br>広域応援・協力計画<br>消防活動計画<br>避難計画<br>要配慮者対策計画<br>交通輸送計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備<br>地震情報収集伝達計画 |
|                    | 受付班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民からの電話等の受付に関する事。</li> <li>2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。</li> </ol>   |   |
|                    | 人事班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事。</li> <li>2 各部からの応援要請の受理、調整に関する事。</li> <li>3 他都市及び団体職員等の受け入れなど受援計画に関する事。</li> </ol>   |   |
|                    | 車両班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車の配車、輸送に関する事。</li> </ol>  |   |
|                    | 調査班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事。</li> <li>2 災証明書の発行に関する事。</li> </ol>   |   |
|                    | (本部事務局) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置及び廃止に関する事。</li> <li>2 本部会議及び本部司令室会議に関する事。</li> <li>3 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関する事</li> <li>4 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関する事。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関する事。</li> </ol>  |   |
| 市民環境部<br>(各公民館を除く) | 庶務班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>2 市内商工業者の被害調査に関する事。</li> <li>3 農林関係の被害状況調査に関する事。</li> <li>4 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関する事。</li> <li>5 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</li> </ol>  | 被害状況等収集報告計画<br>避難計画<br>食糧供給計画<br>物資供給計画<br>感染症対策・衛生計画<br>環境対策計画<br>教育対策計画   |

|       |        |   |   |
|-------|--------|---|---|
|       | 物資班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管及び配分に関する事。</li> <li>2 応急炊き出しに関する事。</li> <li>3 その他食糧に関する事。</li> </ol>   | 業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備  |
|       | 環境・衛生班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関する事。</li> <li>2 愛玩動物の収容対策に関する事。</li> </ol>  |   |
| 美化衛生部 | 庶務班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</li> </ol>  | 被害状況等収集報告計画<br>遺体の捜索、処置及び埋火葬計画<br>感染症対策・衛生計画<br>障害物除去計画<br>災害廃棄物等処理計画<br>清掃計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備 |
|       | 環境班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害物の除去に関する事。(道路・河川・水路等を除く。)</li> <li>2 ごみの収集及び処理に関する事。</li> <li>3 し尿の収集及び処理に関する事。</li> <li>4 災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関する事。</li> </ol>  |   |
|       | 衛生班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の感染症対策活動に関する事。</li> <li>2 遺体の埋・火葬に関する事。</li> </ol>  |   |
| 福祉部   | 庶務班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>2 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事</li> <li>3 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事。</li> <li>4 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事。</li> <li>5 更生資金の貸付に関する事。</li> <li>6 福祉施設の被害調査に関する事。</li> <li>7 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事。</li> <li>8 災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの受入れに関する事。</li> <li>9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事。</li> <li>10 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</li> </ol> | 被害状況等収集報告計画<br>避難計画<br>遺体の捜索、処置及び埋火葬計画<br>保健福祉計画<br>要配慮者対策計画<br>災害ボランティアの受入れ等<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備 |
|       | 援護班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者(応急仮設住宅入居者を含む)の保健福祉活動に関する事。</li> <li>2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事。</li> <li>3 遺体収容(安置)所の管理に関する事。</li> <li>4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事。</li> <li>5 福祉避難所における避難者の支援に関する事。</li> <li>6 その他要配慮者の支援に関する事。</li> </ol>   |   |

|           |     |   |   |
|-----------|-----|---|---|
| 健康医療部     | 庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 川西市立総合医療センターに関すること。</li> <li>3 災害救助法に基づく医療及び助産にかかる事務処理に関すること。</li> <li>4 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</li> </ol>   | 被害状況等収集報告計画<br>避難計画<br>救助・救急計画<br>医療助産計画<br>遺体の搜索、処置及び埋火葬計画           |
|           | 援護班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者（応急仮設住宅入居者を含む）の保健福祉活動に関すること。</li> <li>2 感染症・食品衛生対策に関すること。</li> <li>3 避難者のうち要配慮者の支援に関すること。</li> <li>4 その他要配慮者の支援に関すること。</li> </ol>   | 感染症対策・衛生計画<br>保健福祉計画<br>要配慮者対策計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備            |
| 都市政策部     | 庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理にかかる事務処理に関すること。</li> <li>3 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関すること。</li> <li>4 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</li> </ol>   | 被害状況等収集報告計画<br>被災地宅地対策計画<br>住宅対策計画<br>障害物除去計画<br>災害廃棄物等処理計画<br>交通輸送計画 |
|           | 活動班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関すること。</li> <li>2 水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関すること。</li> <li>3 地すべり等の応急措置に関すること。（主に民地にかかるもの。）</li> <li>4 現地における専門技術指導に関すること。</li> <li>5 宅地造成地区の危険防止に関すること。</li> <li>6 宅地の危険度判定に関すること。</li> <li>7 建物の応急危険度判定に関すること。</li> </ol> | 業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備  |
| 資産マネジメント部 | 庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</li> </ol>  | 被害状況等収集報告計画<br>被災地宅地対策計画<br>住宅対策計画                                    |
|           | 活動班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査に関すること。</li> <li>2 水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関すること。</li> <li>3 地すべり等の応急措置に関すること。（主に民地にかかるもの。）</li> <li>4 現地における専門技術指導に関すること。</li> <li>5 宅地造成地区の危険防止に関すること。</li> <li>6 宅地の危険度判定に関すること。</li> <li>7 建物の応急危険度判定に関すること。</li> </ol>          | 障害物除去計画<br>災害廃棄物等処理計画<br>交通輸送計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備             |
| 土木部       | 庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</li> </ol>  | 被害状況等収集報告計画<br>障害物除去計画  |

|       |        |   |   |
|-------|--------|---|---|
|       | 活動班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関する事。</li> <li>2 水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関する事。</li> <li>3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関する事。</li> <li>4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の応急措置に関する事。</li> <li>5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に関する事。</li> <li>6 現地における専門技術指導に関する事。</li> <li>7 地すべり等の応急措置に関する事。(主に官有地を含むもの。)</li> <li>8 緊急輸送路の点検、確保に関する事。</li> </ol> | 災害廃棄物等処理計画<br>交通輸送計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備                              |
| 上下水道局 | 庶務班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>2 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関する事。</li> <li>3 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</li> <li>4 その他、各班に属さない事柄に関する事。</li> </ol>  | 被害状況等収集報告計画<br>給水計画<br>水道施設応急対策計画   |
|       | 水道活動班  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水活動に関する事。</li> <li>2 断水地域に対する広報活動に関する事。</li> <li>3 大口使用者への節水要請等に関する事。</li> <li>4 配水調整に関する事。</li> <li>5 県企業庁多田浄水場との連絡調整に関する事。</li> <li>6 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>7 資材の調達に関する事。</li> <li>8 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関する事。</li> <li>9 取水・浄水及び送水の調整に関する事。</li> </ol>                | 下水道施設応急対策計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備                                       |
|       | 下水道活動班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の損壊への応急措置に関する事。</li> <li>2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関する事。</li> <li>3 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関する事。</li> <li>4 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関する事。</li> <li>5 その他、下水道施設に関する事。</li> </ol>   |   |
| 消防本部  | 庶務班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関する事。</li> <li>2 消防施設の被害調査に関する事。</li> <li>3 消防相互応援に関する事。</li> <li>4 ヘリコプターの支援要請に関する事。</li> <li>5 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。</li> </ol>   | 応急活動計画<br>被害状況等収集報告計画<br>消防活動計画<br>避難計画<br>救助・救急計画                          |
|       | 消防班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水、火災の警戒、防御に関する事。</li> <li>2 地震情報の収集、伝達に関する事。</li> <li>3 消防資機材に関する事。</li> <li>4 人命救助、救急に関する事。</li> <li>5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関する事。</li> </ol>  | 医療助産計画<br>遺体の捜索・処置及び埋火葬計画<br>交通輸送計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備<br>地震情報収集伝達計画 |

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| ・教育推進部<br>・こども未来部<br>・各公民館<br><br>地区対策部を<br>川西南、明峰、<br>多田、緑台、<br>清和台、け<br>やき坂、東谷、<br>北陵の各公<br>民館に設置 | 庶務・<br>指導班  | 1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事<br>2 県教育委員会等関係機関への報告に関する事<br>3 教育施設の使用に関する事<br>4 部内の庶務に関する事<br>5 災害救助法に基づく救助のうち、避難所にかかる事務処理<br>及び学用品の給与にかかる事務処理に関する事<br>6 非常時における教育機関の運営その他指導に関する事<br>7 教職員、児童生徒の被害調査に関する事<br>8 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関<br>すること。  | 被害状況等収集報告<br>計画<br>避難計画<br>要配慮者対策計画<br>交通輸送計画<br>教育対策計画<br>業務継続計画の整備<br>応援受援体制の整備 |
|   | 地区対<br>策班<br><br>各 地 区<br>対 策 部<br>・南<br>・明峰<br>・多田<br>・緑台<br>・清和台<br>・けやき坂<br>・東谷<br>・北陵 | 1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関する事<br>2 各地区対策部の配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告<br>に関する事<br>3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関するこ<br>と<br>4 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に<br>関すること<br>5 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に<br>関すること<br>6 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること<br>7 避難所の設営及び撤収に関する事<br>8 避難者の誘導に関する事<br>9 避難者の支援に関する事<br>10 その他避難所に関する事 |   |
| 市議会事務<br>局  | 庶務班   | 1 市議会による災害対策活動の補佐に関する事<br>2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施に関する事  | 被害状況等収集報告<br>計画<br>業務継続計画の整備  |

※ 運営については、川西市災害対策本部設置要綱で定めるところにより実施。

※ 各部局は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うこととします。

#### (4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置します。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名するものをもってあてるものとします。

市現地対策本部の組織については、被害の規模、態様等により、弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営にあたっては、状況に応じた機動的な対応を図るよう努めるものとします。

#### (5) 市対策本部長の権限（法 29）

市対策本部長は、市の区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図るものとします。

##### ア 市の区域内の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する保護措置に関する総合調整を行います。

##### イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定（地方）公共機関が実施する保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請します。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにするものとします。

##### ウ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

エ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提供を求めます。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行うものとします。

(6) 市対策本部の廃止（法 30）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

## 2 職員の動員の実施

(1) 職員の動員体制

市対策本部員及び市対策本部事務局員については、市対策本部設置に伴い直ちに配備に就くこととします。

市対策本部職員については、市対策本部長が決定する配備体制をとるものとし、職員の安全確保に配慮したうえで、参集基準に従い職員の配備を行います。

具体的な配備人員等については、原則として、地域防災計画地震災害対策計画編における地震時の配備計画を準用するものとし、事態の状況等を勘案し、市対策本部長が決定するものとします。

【配備の種類及び発令基準】

| 配備体制  | 発令基準  | 配 備   |
|-------|---|---|
| 警戒配備  | ① 県内及び大阪府、京都府内で武力攻撃事態等につながる可能性がある情報を入力し対応が必要なとき<br>② 県外において武力攻撃事態等につながる可能性のある事態が発生したとき<br>③ 副市長が必要と認めるとき  | 特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員を配備し主として情報収集、伝達にあたる体制 |
| 第1号配備 | ① 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき<br>② 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき<br>③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき | 各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、応急対策にあたる体制      |
| 第2号配備 | 市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき  | 所属人員全員を配備し、応急対策にあたる体制                         |
| 特別配備  | 武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき   | 部によって人員が異なる配備体制又は特別班の編制などその都度指令する体制           |

(2) 配備の命令を受けた市職員の行動

配備の命令を受けた職員は、以下の事項に留意し行動することとします。

ア 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就くものとします。

イ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡します。

ウ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡します。ただし、対策本部員及び対策本部事務局員は、市対策本部等の設置に支障が生じないように、速やかに配備に就くものとします。

エ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時所属長に報告するとともに、川西市災害情報システム（以下、「情報システム」という。）に入力します。なお、情報システムに入力できない場合、所属長は対策本部に連絡します。

### 3 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

市は、災害時優先電話、携帯電話、衛星携帯電話、FAX、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定、並びに公衆回線網等が使用できない場合には防災行政無線、消防無線、水道無線、トランシーバー等により、市対策本部と市現地対策本部、地区対策部（現地調整所）、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保することとします。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信設備の応急復旧作業を行うこととします。また、直ちにその状況を総務省及び県に連絡します。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、市対策本部の各部に情報連絡に関する直接の担当者として通信連絡責任者をあらかじめ定め、通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

## 第3章 関係機関相互の連携

保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めます。

### 1 国・県対策本部との連携

#### (1) 国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図ります。

#### (2) 国・県現地対策本部との連携

国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。

また、国の現地対策本部本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。

#### (3) 合同対策協議会の開催

市は、国現地対策本部と県現地対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとします。

### 2 知事、指定行政機関及び指定地方行政機関の長への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請（法 16-4）

本市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し、必要な要請を行います。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとします。

## (2) 県職員の派遣要請

市長は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、県職員の派遣を要請します。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うこととします。

### 【要請時に明らかにする事項】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 派遣を要請する理由</li><li>② 派遣を要請する職員の職種別人員数</li><li>③ 派遣を必要とする期間</li><li>④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li><li>⑤ その他職員の派遣について必要な事項</li></ul> |
|--|

## (3) 指定（地方）行政機関の長への措置要請の求め（法 16-5）

本市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関及び指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めるものとします。

## (4) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

本市の区域内における保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して（ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接）、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。また、必要があるときは、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めることとします。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うこととします。

### 【要請時に明らかにする事項】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 派遣を要請する理由</li><li>② 派遣を要請する職員の職種別人員数</li><li>③ 派遣を必要とする期間</li><li>④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li><li>⑤ その他職員の派遣について必要な事項</li></ul> |
|--|

## (5) 職員派遣のあっせんの求め

市は、(3)の要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(3)の職員の派遣について、あっせ

んを求めることとします。

あっせんを求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うこととします。

**【あっせんを求める場合に明らかにする事項】**

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

**(6) 知事等に対する応援の要求（法 18）**

本市の区域における保護措置を実施するため必要があると認められるときは、知事等に対して応援を求めます。この場合において、市は、要求の理由、活動内容等を具体的に明らかにして行うものとします。

**3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等**

**(1) 知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求め（法 20）**

市長は、保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、本市を担当区域とする地方協力本部長又は市協議会委員である隊員を通じて、知事への求めができない旨並びに本市区域内に係る保護措置を円滑に実施するため派遣が必要であると認める事項を防衛大臣に連絡するものとします。なお、この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに、当該連絡を行った旨を通知するものとします。

**【要請時に明らかにする事項】**

- ① 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

【想定される自衛隊の保護措置の内容】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難住民の誘導<br/>(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)</li><li>② 避難住民等の救援<br/>(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)</li><li>③ 武力攻撃災害への対処<br/>(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)</li><li>④ 武力攻撃災害の応急の復旧<br/>(危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)</li></ul> |
|---|

(2) 出動した部隊との連絡調整

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図ります。

4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村への応援の要求（法17）

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求めるとします。なお、他の市町村との間で相互応援協定等を締結した後は、応援活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行うものとします。

(2) 事務の一部の委託（法19）

市が、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして事務の全部又は一部を他の市町村に委託するものとします。

【事務を委託する場合に定める事項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</li><li>② 委託事務に要する経費の支弁の方法</li><li>③ その他委託事務に関し必要な事項</li></ul> |
|---|

他の市町村に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出ることとします。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告することとします。

## 5 指定（地方）公共機関への措置要請

保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行うこととします。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにするよう努めるものとします。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行います。

### (1) 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重します。

### (2) 運送事業者

運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定（地方）公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分配慮します。

### (3) 医療事業者

医療事業者である指定（地方）公共機関に対し、医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮します。

## 6 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請します。

## 7 市が行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等（法 17-1）

他の市町村から保護措置の実施について応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行うものとします。

また、他の市町村から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出ることとします。

### (2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援等（法 21-2）

指定（地方）公共機関の行う保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行うものとします。

## 8 地域団体等に対する支援等

### (1) 地域住民組織等に対する支援（法 4-3）

自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の地域のリーダーとなる住民による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により必要な支援を行うこととします。

### (2) ボランティア活動への支援等（法 4-3）

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、状況を踏まえ、その可否を判断することとします。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりしないよう留意するものとします。

#### ア ボランティア活動への支援

安全の確保が十分であると判断した場合には、被災状況に応じた活動拠点や必要な資機材を確保するとともに、ボランティア情報の集約や市対策本部の活動状況、避難者や被災者及び被害の状況、適切なコーディネートを行うためのボランティアニーズ等の情報を相互交換します。

#### イ ボランティア活動拠点の設置

ボランティアの円滑な活動を図るため、市社会福祉協議会及び関係団体の協力を得て、活動を幅広く支えるボランティア活動拠点を設置し、次の業務を行います。

- (ア) 災害情報、生活情報の収集、伝達
- (イ) ボランティアの受け入れ、登録及び管理
- (ウ) ボランティアニーズ情報に基づいたボランティアの派遣
- (エ) ボランティア団体の情報収集及び団体間の調整

### (3) 民間からの救援物資の受入れ等

#### ア 救援物資の受入れ

住民、企業、団体等から搬出された救援物資が本市に搬入された場合は、受入れ日時、場所、担当者、物資の内容及び数量、送り主、搬入手段、搬入同行者及び人員等を記載するなど取り扱いに十分注意することとします。救援物資の一時保管、集積場所は原則として出在家健幸公園防災倉庫を充てるものとします。

#### イ 物資の搬送

物資の搬送については物資の種類、緊急度等を勘案するとともに、緊急輸送のための車両等については市所有の車両を使用又は運送事業者である指定公共機関等に要請するものとします。

#### ウ 県へのあっせんの要請

県に対し物資の供給あっせんを要請するときは、次の事項を可能な限り明らかにして行うものとします。

- (ア) 供給あっせんを必要とする理由
- (イ) 必要な救援物資の品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (エ) 連絡課及び連絡担当者
- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (カ) その他参考となる事項

## 9 市民への協力要請等

### (1) 住民への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、住民に対して必要な援助についての協力を要請するものとします。この場合において、市は、要請を受けて協力する住民の安全の確保に十分配慮するものとします。

### (2) 企業・団体への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業等に対し資機材の提供や避難住民の誘導、救援など必要な援助についての協力を要請するものとします。その際には、安全の確保に十分配慮するとともに、協力にあたっては自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないものとします。

#### 【市民の協力の例】

- 1 避難住民の誘導（法 70）
  - ① 市職員と一体となった避難住民の先導
  - ② 移動中における食糧等の配給
  - ③ 高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
  - ④ 家庭や学校、事業所等における安否確認
- 2 避難住民等の救援（法 80）
  - ① 炊き出しの実施
  - ② 食糧、飲料水等の配布
  - ③ 生活必需品等の救援物資の整理
  - ④ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法 115）
  - ① 消火のための水の運搬
  - ② 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
  - ③ 被災者の救助のための資機材の提供
- 4 保健衛生の確保（法 123）
  - ① 健康診断実施への援助
  - ② 感染症の動向調査実施への援助
  - ③ 水道水の検査実施への援助
  - ④ 防疫活動実施への援助
    - ・ 感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
    - ・ 臨時の予防接種のための会場設営等
    - ・ 防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市が作成したパンフレットの配布
  - ⑤ 被災者の健康維持活動実施への援助
    - ・ 栄養指導等の保健指導のために県や市が作成したパンフレットの配布
    - ・ 健康食品等の保健資材の配布

## ■第4章 警報の伝達及び通知

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定めます。

### 1 警報内容の伝達等

#### (1) 警報の内容の伝達（法 47-1）

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達するものとします。

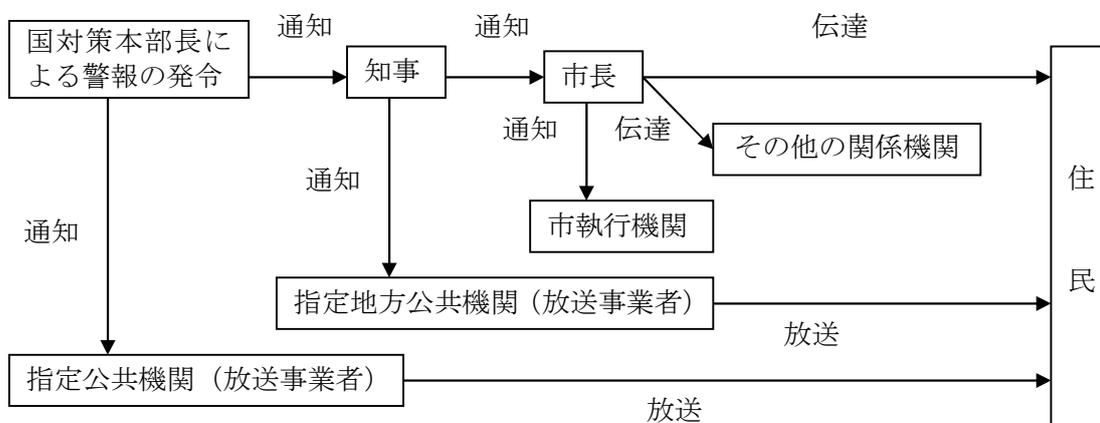
公私の団体に対する伝達の方法については、各所属において、毎年4月30日までに担当する団体に対する伝達先、手段、伝達順位をあらかじめ定め、市対策本部事務局に報告することとします。

#### 【警報に定める事項】（法 44-2、3）

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域  
(地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。)
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

#### (2) 警報の内容の通知（法 47-2）

市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知することとします。また、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市ホームページに警報の内容を掲載することとします。



## 2 警報の伝達方法等

### (1) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m-net）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達されます。市長は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達することとします。

なお、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m-net）によって伝達された情報を広報車による巡回や市ホームページ等に掲載する等により、周知を図ります。

ア 武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれた場合は、原則として防災行政無線とともに広報車により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して巡回し住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を携帯電話一斉メール配信、市ホームページ等により周知することとします。

イ 武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれない場合は、原則としてサイレン音の吹鳴は行わないこととし、防災行政無線、携帯電話一斉メール配信、市ホームページ等により周知を図ることとします。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレン音を使用して住民に周知を図ることとします。

ウ 市長は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用して警報の内容が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ることとします。

### (2) 伝達体制の整備

市長は、職員、消防長及び消防団長を指揮し、また、自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めることとします。

### (3) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達

市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮するものとしてします。

#### (4) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮

警報の内容の伝達については、特に高齢者、障がい者等に対する伝達に配慮するものとします。

ア 高齢者、障がい者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達が行えるよう、自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の自主的な協力を得られるよう努めます。

イ 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障がい者等が入院・入所している施設並びに学校、幼稚園及び保育所等の児童・生徒・園児や乳幼児が通学・通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努めます。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、市ホームページや携帯サイト等を活用した外国語による情報発信に努めます。

エ 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。

### 3 警報の解除（法 51）

警報が解除されたときは、警報が発令された場合と同様の方法で、警報の解除の通知、伝達を行うこととします。その際には、原則としてサイレン音は使用しないものとします。

## ■第5章 住民の避難

知事は、武力攻撃事態等において、国対策本部長による避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する市町長を経由して、住民に対して直ちに避難を指示することとされており、市は、県の避難の指示に基づいて、避難指示の伝達等及び避難実施要領を作成して避難住民の誘導を行う必要があります。その実施にあたって必要な事項について定めま

### 1 避難の指示の伝達等

#### (1) 県への情報提供

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災状況や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供するものとします。

#### (2) 避難の指示の伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を速やかに住民及び関係ある公私の団体に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請するものとします。

#### 【避難の指示の内容】（法 52-2、54-2）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）</li><li>② 住民の避難先となる地域（避難先地域、住民の避難の経路となる地域を含む）</li><li>③ 関係機関が講ずべき措置の概要</li><li>④ 主要な避難の経路</li><li>⑤ 避難のための交通手段</li><li>⑥ その他避難の方法</li></ul> |
|--|

## 【避難の指示の内容（一例）】

### 避難の指示（一例）

兵庫県知事  
○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。  
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
  - (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
    - ・交通手段及び避難経路  
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）  
○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
      - ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
      - ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
      - ※ A市職員の誘導に従って避難する。
  - (2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
    - ・交通手段及び避難経路  
徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。  
・・・以下略・・・

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定（法 61-1）

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定することとします。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに内容を修正することとします。

**【避難実施要領に定める事項】（法 61-2）**

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

**(2) 避難実施要領の策定に係る留意点**

避難実施要領の通知・伝達は、避難の指示の通知後、できる限り速やかに行う必要があるため、その迅速な策定に努めます。また、避難実施要領は、避難誘導に際して、活動にあたる関係機関が共通の認識を持ち、避難を円滑に行えるようにするためのものであり、下記に示す県保護計画の基準項目に沿った記載を行うことを基本とします。ただし、緊急の場合には、事態の状況等も踏まえ、法 61 条第 2 項の事項を満たす限度において簡潔なものでも可能とします。

**【県計画に定められた避難実施要領の基準項目】**

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先  
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間  
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合にあたっての留意事項  
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

- ⑦ 市町職員、消防職員、消防団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市町職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食糧等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装  
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等  
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

### (3) 避難実施要領の策定に係る考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の事項に考慮するものとします。

#### ア 避難指示の内容確認及び事態の状況把握

県から通知された地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態を確認します。また、警報の内容や被災情報の分析を行うこととします。この際、特に避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案することとし、避難住民の概数を把握することとします。

#### イ 誘導の手段の把握

避難の形態が、屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定公共機関等による運送）のどの形態になるかにより、誘導の手段を把握します。

この際、輸送手段を確保するため、県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時集合場所選定などの調整を行うこととします。

#### ウ 避難経路や交通規制の調整及び避難行動要支援者の避難方法の決定

具体的な避難経路を検討したうえで、県警察及び道路の状況に係る道路管理者と

の調整を行い、避難経路の選定を行います。この際、自家用車等の使用に係る調整も行うこととします。また、経路が選定された段階で、その経路による避難行動要支援者の避難方法を決定します。

エ 職員の配置及び関係機関との調整

各地域への職員の割当てを検討し、派遣職員を確保します。また、関係機関との連絡手段を確保し、避難実施にあたっての調整を図ります。

オ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用ニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡するものとします。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取及び国の対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめるものとします。

## 【避難実施要領のイメージ】

### 避難実施要領（一例）

兵庫県川西市長  
○月○日○時現在

#### 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

川西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 川西市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

##### 【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・その他）

##### ・バスの場合

川西市A1地区の住民は、川西市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

##### ・鉄道の場合

川西市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号又はAA通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及び川西市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- (2) 川西市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

#### (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を市民及び関係のある公私の団体に伝達することとします。市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、その内容を市の他の執行機関、川西警察署長、自衛隊兵庫地方協力本部長及び管轄する県地方対策本部長（阪神北県民局長）に通知します。

その際、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供するものとします。

### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員、消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとします。その際、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分配慮するとともに、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、市保有車両や案内板を配置し、誘導の円滑化を図るものとします。

職員には防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させます。なお、夜間では、夜間照明（投光器、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずるものとします。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救急救助活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送を人員輸送車両等により行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとします。

消防団は、消火活動及び救急救助活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行うものとします。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、川西警察署長又は保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請します。この場合において、市長はその旨を知事に通知することとします。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、川西警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう調整を行うこととします。

これら誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応するため事態の規模及び状況に応じて地区対策部を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行うこととします。

市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとします。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたって、自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の長等、地域におけるリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することとします。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図るものとします。また、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供することとします。

#### (6) 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を的確に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保が図られるよう努めます。

また、自ら管理する幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待されている措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努めるものとします。

#### (7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行うものとします。

#### (8) 避難所等における安全確保等

市は県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努めるものとします。

#### (9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等について、所要の措置を講ずるよう努めることとします。

#### (10) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力し、直ちに市民等に周知するよう努めることとします。

#### (11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行います。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請するものとします。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえ、適切な措置を講ずるよう努めます。

#### (12) 避難住民の運送の求め等

ア 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定（地方）公共機関等に対して、避難住民の運送を求めることとします。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定（地方）公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮することとします。

イ 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定（地方）公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めることとします。

ウ 市長は、運送事業者である指定（地方）公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対して、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知することとします。

### (13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずることとします。

## 4 避難にあたって留意すべき事項

本市の地域特性や事態の種類等により、市民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難にあたって配慮すべき事項について定めます。

### (1) 地域特性に応じた留意事項

ア 本市南部地域には陸上自衛隊川西駐屯地が所在し、隣接する伊丹市には中部方面隊総監部を有する伊丹駐屯地が所在しています。このため、施設周辺における市民の避難については、避難施設、避難経路及び運送手段の確保にあたって、県を通じ国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、県を通じ国と必要な調整が図られるよう留意します。

イ 本市は大阪府域と隣接しているため、知事から、府県を越えた避難の指示が通知された場合に、より円滑な避難措置が行えるよう、平素より池田市、能勢町、豊能町の各市町との避難経路及び運送手段等について連携が図られるよう留意します。

ウ 宝塚市域に位置する本市の飛地である満願寺町の住民の避難にあつては、宝塚市と密接な連携を図ります。

### (2) 事態の種類等に応じた留意事項

ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合

(ア) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本となり、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することになります。

(イ) 着弾直後については、その弾道の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うため、屋内避難を継続し、知事からの避難指示を待つこととします。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難あり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際に着弾地点は変わってきます。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射されたたされた場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

兵庫県知事  
○月○日○時現在

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。  
（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。  
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(ア) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となります。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じます。

(イ) ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して行われることが多く、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、要避難地域の外に避難させることとなります。その際、武力攻撃がまさい行われており、市民に危害が及ぶおそれのある地域については、当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、避難先に移動させる必要があります。

(ウ) 急襲的な攻撃により、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合には、市長は、被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への住民の立入禁止を徹底します。

避難実施要領の策定にあたっては、関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、地区対策部（現地調整所）を設けて活動調整に当たることとします。

#### 【避難の指示の内容（例）】

##### 避難の指示（一例）

兵庫県知事  
○月○日○時現在

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- A A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- B B地区の住民については、市町長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。  
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

#### ウ 着上陸侵攻の場合

(7) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要です。

(イ) 避難の誘導にあたっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努めるほか、県警察と連携しながら、避難経路の確保に努める必要があります。

#### エ 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応することとします。

オ 武力攻撃原子力災害の場合

- (ア) 市長は、県対策本部及び国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととします。
- (イ) 事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示します。
- (ウ) 屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意することとします。

カ NBC攻撃の場合

市長は、消防機関及び県警察等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずることとします。

【NBC攻撃における避難の留意点】

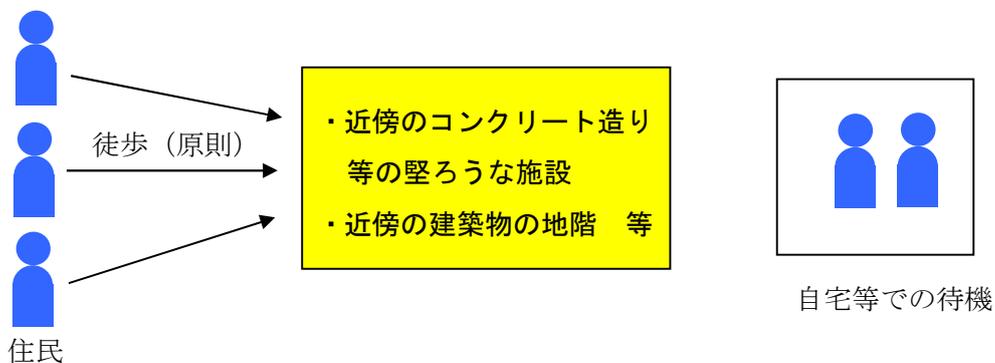
| 攻撃の種類    | 留意点  |
|----------|--|
| 核攻撃等     | <p>① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ul> <p>② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・ 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ul> <p>③ ダーティボムによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ul> |
| 生物剤による攻撃 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ul>  |
| 化学剤による攻撃 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ul>  |

## 5 避難の種類

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなります。県計画において、避難先地域の区分に応じた基本的な避難の種類が下記のとおり示されています。

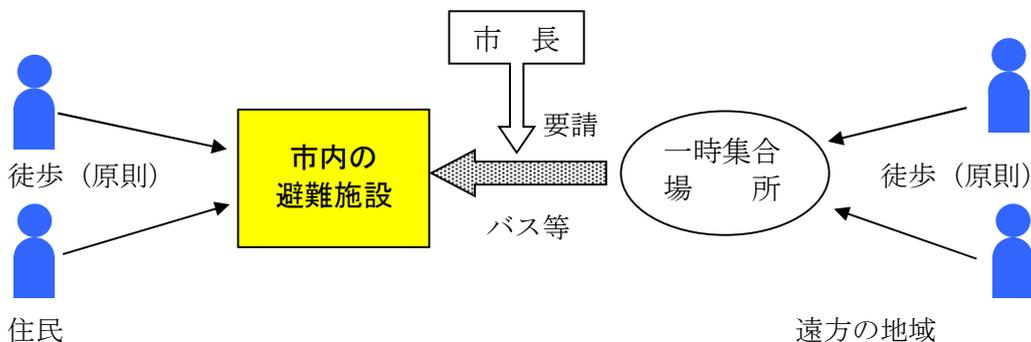
### (1) 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)～(4)の種類により、他の安全な地域へ避難する。



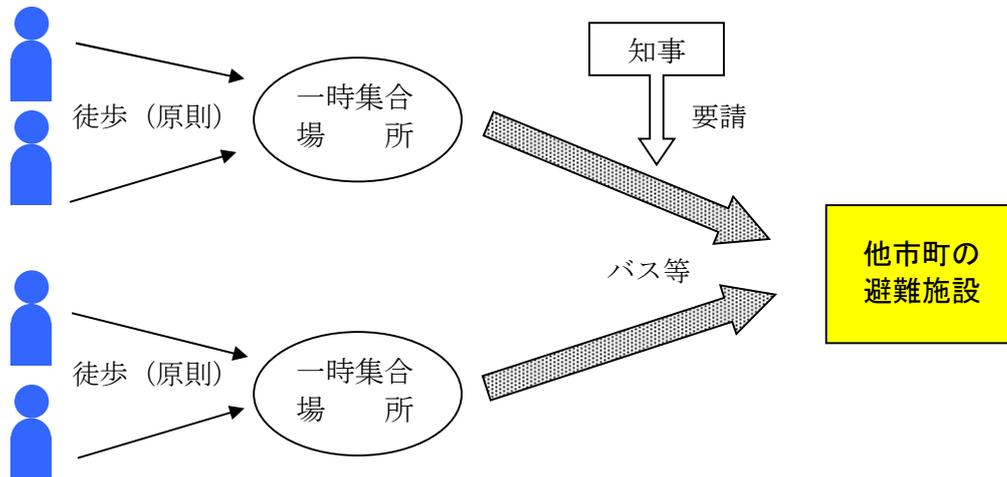
### (2) 市内の避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



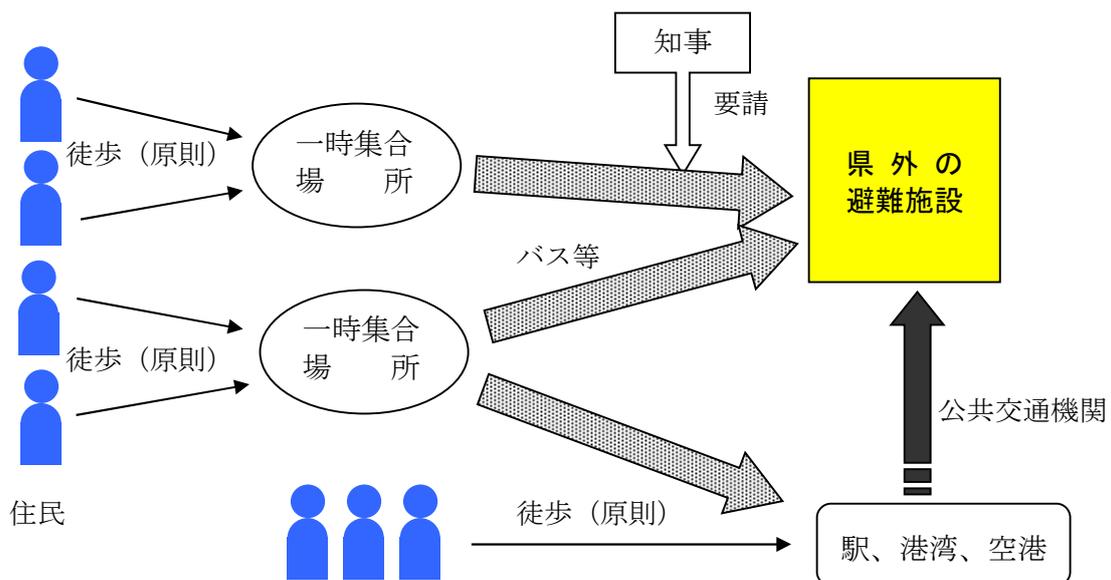
### (3) 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



### (4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



## ■第6章 救 援

### 第1節 救援の実施

#### 1 救援の実施（法76）

##### (1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされています。

ア 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること。

イ 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

##### (2) 救援の実施及び補助

市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携をとったうえ、関係機関の協力を得て行います。また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行います。

ア 収容施設の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

エ 医療の提供及び助産

オ 被災者の捜索及び救出

カ 埋葬及び火葬

キ 電話その他の通信設備の提供

ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ケ 学用品の給与

コ 死体の捜索及び処理

サ 障害物の除去

なお、救援の程度及び方法については、内閣総理大臣があらかじめ定めておくものとされ、以下のとおり「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号）として示されています。

す。この基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、市長は知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請するものとし、

【救援の程度及び基準】

| 救援の種類          | 対 象   | 費用の限度額   | 備 考   |
|----------------|---|--|---|
| 避難所の設置         |   |  |   |
| 避難所（長期避難住宅を除く） | 1 避難住民<br>2 武力攻撃災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者                                      | (基本額)<br>避難所維持・管理等費<br>1人1日当たり330円以内<br>(加算額)<br>冬季 別に定める額を加算<br><br>高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。   | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br><br>2 避難にあたっての輸送費は別途計上。   |
| 長期避難住宅         | 1 避難住民<br>2 武力攻撃災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者<br>(収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合) | 1 設置費<br>(1) 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする<br>(2) 限度額 1戸当たり5,714,000円以内<br>2 維持・管理等費<br>(基本額)<br>1人1日当たり330円以内<br>(加算額)<br>冬季 別に定める額を加算<br>3 同一敷地内等に概ね50戸以上を設置した場合は、集会所等を利用するための施設を設置できる。<br>(規模・費用は別に定めるところによる) | 1 平均1戸当たり29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。<br>2 維持・管理等費の費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、借上費又は購入費並びに光熱水料を含む。<br>3 高齢者等の要配慮者等を複数の者に供与する「福祉避難住宅」を設置できる。<br>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |
| 応急仮設住宅の供与      | 武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者                    | 1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。<br>2 限度額 1戸当たり5,714,000円以内<br>3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等を利用するための施設を設置できる。<br>(規模・費用は別に定めるところによる)  | 1 平均1戸当たり29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。<br>2 高齢者等の要配慮者等複数の者に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。   |

| 救援の種類                   | 対 象   | 費用の限度額   | 備 考   |          |          |          |          |                       |
|-------------------------|---|--|---|----------|----------|----------|----------|-----------------------|
| 炊き出しその他による食品の給与         | 1 避難所（長期避難住宅を含む）に収容された者<br>2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて、炊事できない者<br>3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者 | 1人1日当たり1,160円以内  |   |          |          |          |          |                       |
| 飲料水の供給                  | 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない者   | 当該地域における通常の実費  | 輸送費、人件費は別途計上  |          |          |          |          |                       |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与    | 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者                               | 1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内              | 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。 |          |          |          |          |                       |
| 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 |   |  |   |          |          |          |          |                       |
|                         |   | 季 別  | 1人<br>世帯  | 2人<br>世帯 | 3人<br>世帯 | 4人<br>世帯 | 5人<br>世帯 | 6人以上<br>1人増す<br>ごとに加算 |
|                         |   | 夏季   | 18,800  | 24,200   | 35,800   | 42,800   | 54,200   | 7,900                 |
|                         |   | 冬季   | 31,200  | 40,400   | 56,200   | 65,700   | 82,700   | 11,400                |
| 医 療                     | 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者（応急的処置）   | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内<br>3 施術所…協定料金の額以内 | 患者等の移送費は、別途計上   |          |          |          |          |                       |
| 助 産                     | 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、助産の途を失った者  | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額                  | 妊婦等の移送費は、別途計上   |          |          |          |          |                       |

| 救援の種類             | 対 象   | 費用の限度額   | 備 考   |
|-------------------|---|--|---|
| 被災者の捜索及び救出        | 1 武力攻撃災害により現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 武力攻撃災害により生死不明な状態にある者  | 当該地域における通常の実費  | 輸送費、人件費は別途計上  |
| 埋葬及び火葬            | 武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬及び火葬を実施する者に現物をもって実施   | 1 体当たり<br>大人 215,200円以内<br><br>小人 172,000円以内   |   |
| 電話その他の通信設備の提供     | 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者   | 当該地域における通常の実費  | 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより行う。 |
| 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 | 1 武力攻撃災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者<br><br>2 武力攻撃災害により、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>1 世帯当たり<br>595,000円以内   |   |
| 学用品の給与            | 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒  | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学校児童 4,500円<br>中学校生徒 4,800円<br>高等学校等生徒 5,200円 | 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。     |

| 救援の種類         | 対 象  | 費用の限度額   | 備 考   |
|---------------|--|--|---|
| 遺体の捜索         | 武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者                        | 当該地域における通常の実費  | 輸送費、人件費は別途計上  |
| 遺体の処理         | 武力攻撃災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）をする。                                 | (洗淨、消毒等)<br>1 体当たり3,500円以内<br>一時保存 { 既存建物借上費<br>通常の実費<br>既存建物以外<br>1 体当たり<br>5,400円以内<br>検案 救護班以外は慣行料金 | 1 検案は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は別途計上<br>3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去        | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者               | 1 世帯当たり<br>137,900円以内  |   |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 飲料水の供給<br>2 医療の提供及び助産<br>3 被災者の捜索及び救出<br>4 遺体の捜索及び処理<br>5 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費  |   |

## 2 関係機関との連携

### (1) 救援における県との連携及び要請

市長は、知事が集約し、所有している資料の提出を求めるとともに、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに救援に関する措置を実施するものとします。

救援を実施するために支援が必要であると判断したときには、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請することとします。

また、他の市町村との連携が必要であると判断した場合には、知事に対して具体的な連携内容を示して、他の市町村との調整を行うよう要請します。

NBC攻撃による特殊な医療活動の実施については、県との連携に留意するものとします。

### (2) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委託を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

### (3) 緊急物資の運送の求め（法79）

市長は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行うものとします。

## 第2節 救援の実施方法

### 1 収容施設の供与

#### (1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護することとします。

#### ア 避難所の開設

(ア) 知事から市内における避難指示又は他市町村からの避難住民の受入れ指示が通知された場合、あるいは市民が自主的に避難を開始した場合等は、速やかに指定避難所を開設し、担当職員を派遣することとします。

(イ) 避難所の開設にあたっては、当該施設が安全であることを確認して開設することとします。

(ウ) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難住民の状況把握に努めるものとし、教育振興部を經由し、避難住民名、避難住民数及びその他必要事項を情報システムに入力します。なお、情報システムに入力できない場合は、報告様式「地域防災計画 様式編 様式-19」にて、災害対策本部に報告します。災害対策本部はその内容について直ちに県に報告します。

(エ) 避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとします。

避難所設置・収容状況報告書

月 日  
午前・午後 時 分  
川 西 市

|      |       |       |        |     |
|------|-------|-------|--------|-----|
| 報告確認 | 本部事務局 | 地区対策部 | 避難所責任者 | 報告者 |
|      |       |       |        |     |

※各担当者は、確認後署名すること。

|              |                    |             |  |     |    |
|--------------|--------------------|-------------|--|-----|----|
| 避難所番号        | —                  | 避難所名称       |  |     |    |
| 避難所種別        | 既存建物 ・ 野外仮設 (所在地 ) |             |  |     |    |
| 収容人員         | 人数                 | 人 (うち 人女 人) |  | 世帯数 | 世帯 |
| 収 容 者 の 状 況  |                    |             |  |     |    |
| 収容人員のうち要配慮者数 | 乳幼児                | 人           |  | 備考  |    |
|              | 高齢者                | 人           |  |     |    |
|              | 障がい者               | 人           |  |     |    |
|              | 傷病者                | 人           |  |     |    |
|              | その他                | 人           |  |     |    |
|              | 計                  | 人           |  |     |    |
| 報告・要望事項      |                    |             |  |     |    |

- (注) 1. 「避難所番号」欄は、資料編に掲載の避難所一覧表中の番号を記載すること。  
 2. 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数等を記入すること。  
 3. 報告者は、この報告書作成とともに、別様式「避難所収容台帳」にも必要事項を記入すること。

## イ 避難所の運営

- (ア) 避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営ガイドライン」に基づく避難所運営マニュアルにより、迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て、要配慮者に配慮しつつ円滑な運営に努めます。
- (イ) 市民環境部長、教育推進部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行います。
- (ウ) 避難所では、保健、衛生面のほか、避難住民が自主的かつ秩序ある避難生活ができるよう、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努めます。
- (エ) 避難所に収容されている避難住民に各種情報を提供します。
- (オ) 市は、市と避難所間の情報伝達手段、ルートを確保するものとします。
- (カ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予測される場合には、県と協議して設置期間を定め、応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を検討するものとします。
- (キ) 学校に避難所が開設された場合、7日以内を原則として教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとします。この場合、避難住民の状況把握や避難所の管理運営業務等について十分連携を図るものとします。

### 【教職員が従事できる業務】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 施設等開放区域の明示</li><li>② 避難者誘導・避難者名簿の作成</li><li>③ 情報連絡活動</li><li>④ 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給、分配</li><li>⑤ ボランティアの受入れ</li><li>⑥ 炊き出しへの協力</li><li>⑦ 避難所運営組織づくりへの協力</li><li>⑧ 重傷者への対応</li></ul> |
|---|

- (ク) 他市町村の住民を本市避難所に受入れた場合には、必要に応じて、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して避難所運営について協力を求めるものとし、また、他市町村の避難所に市民を避難させた場合には、避難先職員に協力して避難所の円滑な運営に努めるものとします。
- (ケ) 避難所全体の管理及び運営は、教育委員会事務局が行います。

## ウ 福祉避難所

市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所する

に至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置します。

## (2) 応急仮設住宅

### ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

(ア) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、原則として県が住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図るとされています。

(イ) 市は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができることとします。

### イ 入居者の認定

入居者の認定については市が行うこととされており、入居基準については、被災者の資力、その他生活条件を十分考慮するとともに、要配慮者に配慮したものとします。

## 2 食糧の供給

食糧の供給にあたっては、避難住民等の状況に応じて必要量を算出し、備蓄食糧を優先的に使用するものとします。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに、必要があると判断する場合は、県に対し供給あっせんを要請するものとします。

### (1) 供給の方法

#### ア 対象者

(ア) 食糧の供給対象者は、避難所等に収容されている避難住民、住家に被害を受けて炊事のできない者

(イ) 救助・救護活動等に従事する者

#### イ 供給

(ア) 避難所に収容された避難住民にあつては避難所ごとに、また、炊事のできない住宅被災者などには、避難所又はその都度指定した場所で供給することを原則とします。

- (イ) 自ら受け取りに来ることができない要配慮者等への供給は、近隣の住民、ボランティア等の協力を得て供給することとします。
- (ウ) 避難所の責任者は、当該避難所及び住宅被災者の人数を確認するとともに要配慮者に配慮することとします。
- (エ) 医療施設、社会福祉施設等の入所者の給食については、災害時給食ネットワークの協力を得ることとします。

## (2) 炊き出し

炊き出しを実施する場合は、状況に応じて避難所又は避難所に最も近い場所に設置し、実施要員は市民環境部物資班を中心として行うこととします。状況によっては、川西地区赤十字奉仕団など民間団体、その他コミュニティ組織、自治会、自主防災組織等の協力を得て実施することとします。

## (3) 県への食糧供給あっせんの要請

県に対して食糧の供給あっせんを要請するときは、次の事項を可能な限り明らかにして要請するものとします。

- ・ 供給あっせんを必要とする理由
- ・ 必要な品目及び数量
- ・ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・ 荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・ その他参考となる事項

## (4) 食糧の輸送

食糧の輸送にあたっては、市所有の車両を使用し又は関係事業者等から借上げた車両等により避難所等へ輸送するとともに、食糧取り扱い業者から調達する場合にあっては、配送先、数量を明確にし、直接避難所等への配送を依頼するものとします。

この際、安全の確保については十分に配慮することとします。

## 3 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給します。

### (1) 給水の方法

給水車及びポリタンク、給水ビニール袋等を使用し、応急的に給水し、市内各所に応急給水拠点を設けて給水するとともに、人命救助を担う病院、救護所等については、最優先で給水するよう配慮します。

### (2) 給水量

武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓ、28日目までには100～250ℓ、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準まで回復させるものとします。

|       | 期 間             | 1人当たり水量<br>(ℓ/日) | 水量の用途内訳              | 給水方法と応急<br>給水量の想定         |
|-------|-----------------|------------------|----------------------|---------------------------|
| 第1次給水 | 発災から<br>3日間     | 3                | 生命維持のため<br>最小限必要量    | タンク車・給水ビニール袋で<br>給水 1km以内 |
| 第2次給水 | 4日目から<br>10日まで  | 20               | 調理、洗面等最低<br>限生活に必要な量 | 配水幹線の仮設給水から給<br>水 250m以内  |
| 第3次給水 | 11日目から<br>20日まで | 20～100           | 不便であるが生活<br>可能必要量    | 仮設配管の仮設給水栓から<br>給水 100m以内 |
| 第4次給水 | 21日目から<br>28日まで | 100～250          | 通常給水とほぼ<br>同量        | 仮設配管からの各戸給水や<br>共用栓から給水   |

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とします。

### (3) 給水応援

ア 水量が不足する場合は給水応援を求めることとし、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が協力して、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとします。

イ 必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにし、他の水道事業者等の応援を要請するものとします。

- ・ 給水を必要とする人員
- ・ 給水を必要とする期間及び給水量
- ・ 給水する場所
- ・ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ・ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ・ その他必要な事項

## 4 生活必需品の供給又は貸与

物資の供給にあたっては、避難住民等の状況に応じて必要量を算出し、備蓄物資を優先的に使用するものとします。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに、必要があると判断する場合は、県に対し供給あっせんを要請するものとします。

### (1) 供給の方法

#### ア 対象者

物資の供給対象者は、被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった被災者及び避難住民等

#### イ 供給

避難所に収容された避難住民及び住宅被災者への物資の配分は、被害の実情に応じて対応するとともに、要配慮者に配慮することとします。

### (2) 県への緊急物資供給あっせんの要請

県に対して緊急物資の供給あっせんを要請するときは、次の事項を可能な限り明らかにして要請するものとします。

- ・ 供給あっせんを必要とする理由
- ・ 必要な品目及び数量
- ・ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・ 連絡先及び連絡担当者
- ・ 荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・ その他参考となる事項

### (3) 物資の輸送

物資の輸送にあたっては、市所有の車両を使用し又は関係事業者等から借上げた車両等により避難所等へ輸送するとともに、物資取り扱い業者から調達する場合にあっては、配送先、数量を明確にし、直接避難所等への配送を依頼するものとします。

この際、安全の確保については十分に配慮することとします。

## 5 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は分娩の途を失った避難住民に対し、応急的な医療又は助産を提供するものとします。なお、NBC攻撃による特殊な医療・助産活動の実施については、県との連携に留意するものとします。

### (1) 救護班の編成及び出動

#### ア 救護班の編成

救護班は、川西市医師会、川西市歯科医師会、川西市薬剤師会などの関係機関と連携し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などで編成します。

#### イ 救護班の出動

救護班は、市対策本部の指示によって出動します。ただし、災害現地からの要請があった場合又は急を要すると認められる情報を入手したときは、市対策本部の指示を待たずに出動することができるものとします。この場合は、速やかに市対策本部に報告することとします。

#### ウ 救護班の業務

救護班が行う業務内容は、原則として次のとおりとします。

##### (ア) 傷病者への対応

- ・トリアージ（被災負傷者、病人の治療優先順位に基づく分類）
- ・死亡の確認
- ・広域救急医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ・傷病者に対する応急措置

##### (イ) 妊産婦への対応

- ・助産救護

### (2) 医療助産活動の基準

ア 医療は、次の事項の範囲内で行うものとします。

- ・診療
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、その他診療

- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

イ 助産は、次の事項の範囲内で行うものとします。

- ・分娩の介助
- ・分娩前及び分娩後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

### (3) 応援要請

災害の規模により、市の対応のみでは医療助産の万全が期せられないと判断される時は、広域応援協力計画により応援を要請します。

ア 救護班の派遣を必要とする場合は、県へ派遣要請を行います。

イ 傷病者の搬送は消防本部が実施するものとします。なお、道路の寸断や交通渋滞等のため、救急車での搬送が困難な場合は、県に対しヘリコプターによる搬送を要請します。

ウ 救護所等で使用する薬剤、治療材料等が不足する場合は、県、県薬剤師会、病院薬剤師会、協定締結者へ供給、あつせんを要請します。

#### 【疾患別の主な医薬品】

| 区 分   | 期 間      | 主な医薬品               |
|-------|----------|---------------------|
| 緊急処置用 | 発災後 3 日間 | 輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等 |
| 急性疾患用 | 3 日目以降   | 風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等 |
| 慢性疾患用 | 避難所の長期化  | 糖尿病、高血圧等への対応        |

### (4) 医療助産用資機材の確保

救護所等で使用する薬剤、治療材料等の調達は、伊丹健康福祉事務所等と連携し、また、川西市医師会、川西市歯科医師会及び川西市薬剤師会の協力を得るとともに、医療助産器財取扱機関及び応援協定締結事業者等から調達します。

## 6 被災者の捜索及び救急救助活動

避難の指示が解除された後や武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救急救助活動を実施します。

### (1) 救助活動

ア 救助活動にあたっては、以下の事項を原則とします。

- (ア) 救助隊は各消防署において編成し、活動に当たります。
- (イ) 同時に多数の救助事案が発生している場合は、初動体制を確立するとともに、消防団と連携して実施します。また、必要があると認められる場合には、地域住民の協力を得ることとします。
- (ウ) 救助活動は救命処置を必要とする者を優先します。
- (エ) 災害現場においては、的確な状況判断を行い、二次災害の防止を図ります。
- (オ) 同時多発の救助事案が発生し、応援が必要と判断される場合は、時機を失することなく広域応援協力計画に基づき、関係機関に対し応援を要請します。
- (カ) 救助活動は、県警察等関係機関との連携をもとに行うこととします。

イ 救助用資機材の調達及び人員の要請については、市が保有する救助用資機材では救助活動が困難又は実施できないと判断した場合は、関係機関へ救助用資機材の提供、人員の応援派遣を要請します。

県に対する要請に際しては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 応援を必要とする理由</li><li>・ 応援を必要とする人員、資機材等</li><li>・ 応援を必要とする場所</li><li>・ 応援を必要とする期間</li><li>・ その他必要な事項</li></ul> |
|---|

ウ 市及び消防機関は、被災市町等からの要請又は相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとします。

### (2) 救急医療活動

ア 救急活動にあたっては、以下の事項を原則とします。

- (ア) 災害の状況、死傷者等の数、通行可能な道路状況、医療機関の受入れ状況等初期医療活動に必要な情報の収集を行います。

- (イ) 救急隊及び救護班が災害現場でトリアージを行うとともに、応急処置を実施し、重症者から医療機関又は救護所へ搬送します。なお、医療機関や救護所において重症と判断された場合については、高度医療が可能な医療機関へ搬送するものとします。
- (ウ) 死亡が確認された場合にあっては、速やかに市対策本部及び県警察に連絡するとともに、所要の措置を行うこととします。
- (エ) N B C 攻撃による特殊な救急医療活動の実施については、県との連携に留意するものとします。

#### イ 救急医療体制等

##### (ア) 救急部隊の編成

災害時の救急活動は、平常時の救急隊に加えて、他の部隊を救急隊として臨時編成するなど効果的な活動を実施します。

##### (イ) 救護所の設置

初期救急医療は、最寄りの医療機関において行うことを原則としますが、医療機関が被災したためにその機能の低下や停止又は多数の傷病者が発生し、医療機関だけでは対応が困難な場合に、次に掲げる公民館に救護所を設置します。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき又は施設が被災した場合は、他の公共施設等に設けるものとします。

| 施設名     | 所在地             | 電話番号         | 収容人数 |
|---------|-----------------|--------------|------|
| 川西南公民館  | 川西市久代3-16-29    | 072-757-8623 | 80人  |
| 明峰公民館   | 川西市萩原台西3-282-11 | 072-759-6901 | 180人 |
| 多田公民館   | 川西市多田院1-5-1     | 072-793-0011 | 50人  |
| 緑台公民館   | 川西市向陽台1-6-38    | 072-792-4951 | 150人 |
| 清和台公民館  | 川西市清和台西3-1-7    | 072-798-1280 | 70人  |
| けやき坂公民館 | 川西市けやき坂2-63-1   | 072-798-0770 | 150人 |
| 東谷公民館   | 川西市見野2-21-11    | 072-794-0004 | 60人  |
| 北陵公民館   | 川西市丸山台1-5-2     | 072-794-9090 | 150人 |

##### (ウ) 応急救護所の設置

災害現地と医療機関との位置関係、傷病者の数と搬送能力との関係などから、医療機関への搬送に時間を要する場合など、状況に応じて災害現地に応急救護所を設置することができることとします。

(エ) 医師等の派遣

救護所又は応急救護所を設置するときは、関係機関に対して、医師等の派遣、医療用資機材の提供を要請します。

ウ 応援協定等による要請

災害の規模や患者の発生状況により、応援が必要と判断した場合は、時機を失することなく、広域応援協力計画及び広域消防相互応援協定等に基づき、救護班及び救急隊等の応援を要請します。

## 7 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐこととします。

## 8 住宅の応急修理

武力攻撃災害により自宅が半焼又は半壊し、自らの資力によっては応急修理ができない者の住宅に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、居住の安定を図ります。

(1) 応急修理の程度、方法

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後に、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとします。

(2) 県に対する建築資機材のあっせん依頼等

建築業者の不足及び建築資機材の調達が困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して、あっせん、調達を依頼します。

- ・被害戸数（半焼、半壊）
- ・修理を必要とする戸数
- ・調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ・派遣を必要とする建築業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

## 9 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与します。

給与にあたっては、被害の実情に応じて、学校長に報告を求め、学校別、学年別に教材・学用品等の必要数量を速やかに把握し、県に報告するとともに、その指示に基づき調達し、各校に配分することとします。

## 10 遺体の搜索及び処理

### (1) 遺体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情から既に死亡していると推定される者を搜索します。

ア 市長は、遺体の搜索にあたっては、時機を失することなく人員及び搜索資機材を確保し、搜索にあたるものとします。

イ 搜索にあたっては、県警察と連携をとり、状況によっては消防団、自衛隊等の協力を得て実施するものとします。遺体を発見した場合は、直ちに県警察及び市対策本部に連絡することとします。

### (2) 遺体の取り扱い

遺体の処理は見分を行う県警察と密接な連絡のもとに実施し、必要に応じて関係事業者に協力を要請するものとします。

ア 遺体の引き渡し

市長は県警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、直ちに担当職員を派遣するとともに必要に応じて関係事業者に協力を要請し、遺体の引き渡しを受けます。

イ 洗浄、縫合、消毒

引渡しを受けた遺体を、直ちに遺体収容（安置）所において必要に応じて洗浄、縫合、消毒等の処理を行います。

ウ 遺体収容（安置）所

遺体収容（安置）所（以下「遺体収容所等」という。）については、市対策本部がその都度公共施設等を指定するほか、市内の寺院等に協力を要請します。遺体収容所等の管理については福祉部が行うものとします。

エ 遺体の一時保存

市長は遺体の身元等を確認するため、遺体収容所等において、遺体の一時保存を行います。保存にあたっては必要に応じて関係事業者に協力を求め、遺体の損傷防止等の処理を行うものとします。

オ 遺体の身元確認

遺体の身元確認を行い納棺します。なお、事後処理の円滑化のため、遺体処理票、遺留品処理票等を作成します。また、ドライアイス及び棺等に不足が生じ、必要があると認めた場合には、県に対してあっせんの要請を行うものとします。

カ 遺体の引き取り

身元が判明し、引取人があるときは、速やかに引き渡すものとします。

## 11 埋火葬

武力攻撃災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋火葬を実施します。

### (1) 遺体の埋火葬の方法

遺体は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとします。

ア 市長は、死体を火葬する場合、美化衛生部に連絡し指定された斎場へ搬送します。

イ 美化衛生部は引継ぎを受けた遺体を「死体埋火葬許可証」に基づき火葬します。

ウ 美化衛生部は火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容されていた同じ遺体収容所等に一時保管します。ただし、遺体収容所等の状況により一時保管が困難な場合は、その都度指定する場所に保管します。

エ 遺体（遺骨）の搬送にあたっては、必要に応じて関係事業者及び関係機関の協力を得て搬送します。

オ 市内における埋火葬の場所は、川西市斎場（火葬炉7基）とします。

## (2) 県に対する他都市斎場への広域火葬の要請

市長は、斎場が被災し使用できない場合及び斎場の火葬能力を超える死者が発生した場合、県に対し、他都市での火葬の受入れについて、必要な調整を行うよう要請します。

県の調整結果に基づき、具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとします。遺体の搬送にあたっては、必要に応じ関係機関等に要請するものとします。

## (3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、美化衛生部より引き渡しを受け、福祉部が保管するものとします。

イ 福祉部は、県警察の協力を得て、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査するものとします。

## 12 障害物の除去

武力攻撃災害により、土砂、立ち木、がれき等の障害物が住家又はその周辺に運ばれた場合、自らの資力によってはそれを除去することができない者に対して、必要最小限度の日常生活が可能となるよう障害物を除去します。

### (1) 障害物の除去

ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが

なくなった後、居室、炊事場、玄関、便所等生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物を除去します。

イ 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、関係機関、民間団体等の応援、協力を得て行うこととします。

ウ 除去作業は緊急的な応急措置など必要最小限度に止め、事後の復旧活動に支障とならない範囲とします。

エ 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるとします。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 除去を必要とする住家戸数</li><li>・ 除去に必要な人員</li><li>・ 除去に必要な期間</li><li>・ 除去に必要な機械器具の品目別数量</li><li>・ 除去した障害物の集積場所の有無</li><li>・ その他参考となる事項</li></ul> |
|--|

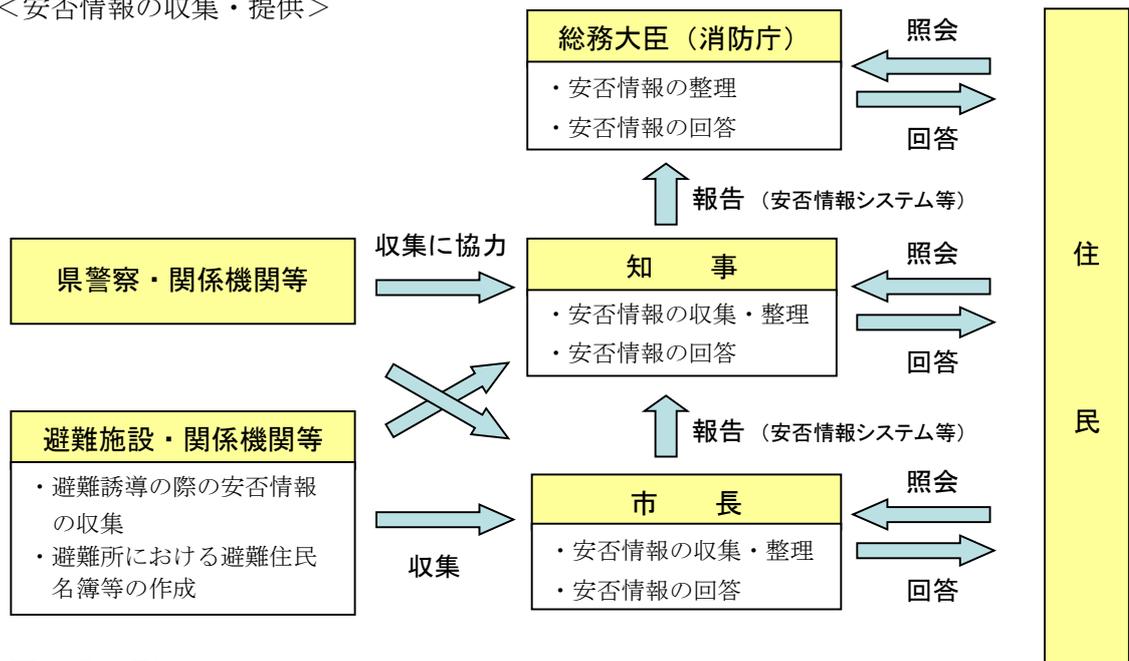
## (2) 障害物の集積場所

障害物は、発生場所付近の市有地及び公園等の空き地に一時集積し、廃棄物処理対策に準じた方法で処分するものとします。

## ■第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、その緊急性や必要性を踏まえて武力攻撃における安否情報収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定めます。

<安否情報の収集・提供>



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集 (法 94)

市は、避難所における安否情報の収集のほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。安否情報収集については避難所での情報収集は教育推進部が、市内全域にわたる情報収集は総務部が行うこととします。収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報システムにより行います。同システムによる収集が困難な場合は安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行います。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行います。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素の行政事務の遂行のために保有する情報等を活用して行います。

(2) 安否情報収集の協力要請（法 94-3）

市は、安否情報を保有する指定（地方）公共機関並びに運送機関、医療機関その他の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請します。

なお、この場合においては、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるもの、また各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

【様式第 1 号】（安否情報省令第 1 条）

| 様式第 1 号（第 1 条 関係）  |               |
|--|---------------|
| 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）  |               |
| 記入日時（ 年 月 日 時 分）   |               |
| ① 氏名   |               |
| ② フリガナ   |               |
| ③ 出生の年月日   | 年 月 日         |
| ④ 男女の別   | 男 女           |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）   |               |
| ⑥ 国籍   | 日本 その他（ ）     |
| ⑦ その他個人を識別するための情報  |               |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当  | 負傷 非該当        |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況  |               |
| ⑩ 現在の居所  |               |
| ⑪ 連絡先その他必要情報   |               |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。        | 回答を希望しない      |
| ⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。             | 回答を希望しない      |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。 | 同意する<br>同意しない |
| ※ 備考   |               |

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。

(注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

【様式第2号】（安否情報省令第1条）

| 様式第2号（第1条関係）                              |               |
|---|---------------|
| 安否情報収集様式（死亡住民）                            |               |
| 記入日時（ 年 月 日 時 分）                          |               |
| ① 氏名                                      |               |
| ② フリガナ                                    |               |
| ③ 出生の年月日                                  | 年 月 日         |
| ④ 男女の別                                    | 男 女           |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                            |               |
| ⑥ 国籍                                      | 日本 その他（ ）     |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                         |               |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                            |               |
| ⑨ 遺体が安置されている場所                            |               |
| ⑩ 連絡先その他必要情報                              |               |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会<br>に対し回答することへの同意 | 同意する<br>同意しない |
| ※ 備考                                      |               |

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

|          |  |     |  |
|----------|--|-----|--|
| ⑪の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所  |  | 続柄  |  |

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(3) 安否情報の整理

市は、収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をします。



イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口  
に安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けます。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付けるものとします。

ウ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、個人番号カード、在留カード等により、当該照会者が本人であることを確認します。

ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示若しくは提出することができない場合又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行います。

**【様式第4号】**（安否情報省令第3条）

様式第4号（第3条関係）

| 安 否 情 報 照 会 書   |  |           |
|---|--|-----------|
| 総務大臣<br>（都道府県知事） 殿<br>（市町村長）                                    | 年 月 日  |           |
| 申 請 者<br>住 所(居所) _____<br>氏 名 _____                             |  |           |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。 |  |           |
| 照会をする理由<br>（○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）                           | ①被照会者の親族又は同居者であるため。<br>②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。<br>③その他<br>( ) |           |
| 備 考   |  |           |
| 必要事項を特定するために被照会者を特定するために  | 氏 名  |           |
|   | フリガナ   |           |
|   | 出生の年月日   |           |
|   | 男 女 の 別  |           |
|   | 住 所  |           |
|   | 国 籍<br>（日本国籍を有しない者に限る。）  | 日本 其他 ( ) |
| その他個人を識別するための情報   |  |           |
| ※ 申請者の確認  |  |           |
| ※ 備 考   |  |           |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。  
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。  
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。  
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答（法95-1）

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者に関する次の安否情報項目を回答します。

(ア) 避難住民に該当するか否かの別

(イ) 武力攻撃災害により死亡し又は負傷しているか否かの別

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答します。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手方の氏名や連絡先等を把握します。

【様式第5号】（安否情報省令第4条）

|   |                         |                             |
|---|-------------------------|-----------------------------|
| 様式第5号（第4条関係）  |                         |                             |
| 安 否 情 報 回 答 書   |                         |                             |
| 殿   | 年 月 日                   |                             |
| 総務大臣<br>（都道府県知事）<br>（市町村長）  |                         |                             |
| 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。   |                         |                             |
| 避難住民に該当するか否かの別  |                         |                             |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別  |                         |                             |
| 被<br>照<br>会<br>者  | 氏 名                     |                             |
|   | フリガナ                    |                             |
|   | 出生の年月日                  |                             |
|   | 男 女 の 別                 |                             |
|   | 住 所                     |                             |
|   | 国 籍<br>（日本国籍を有しない者に限る。） | 日本          その他（          ） |
|   | その他個人を識別<br>するための情報     |                             |
|   | 現 在 の 居 所               |                             |
|   | 負傷又は疾病の状況               |                             |
| 連絡先その他必要情報  |                         |                             |
| 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。<br>2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。<br>3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。<br>4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。<br>5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。 |                         |                             |

(3) 個人情報の保護への配慮（法 95-2）

ア 市は、安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分配慮すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。

イ 市は、安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（市対策本部対策部長）が判断します。

(4) 日本赤十字社に対する協力（法 96-2）

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供にあたっては、個人情報の保護に配慮します。

## ■第8章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定めます。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処（法 97-2）

市長は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し及び軽減するため、国や県等の関係機関と協力して、対処のために必要な措置を講じます。

##### (2) 知事への措置要請（法 97-6）

武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射線物質・危険物質等による武力攻撃災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、市長は知事に対し、消防、県警察、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請します。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報（法 98-1・2）

武力攻撃に伴って発生する火災、ダムや堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市長又は消防吏員、警察官へ通報しなければならないとされており、通報を受けた消防吏員、警察官は、速やかにその旨を市長に通報することとされています。

(2) 知事への通知（法 98-3）

市長は、(1)の通報を受けた場合において、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

**3 緊急通報の通知（法 100-2）**

武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときに知事が発令する緊急通報を受けたとき、市長は、直ちにその内容を住民及び関係のある団体、他の執行機関その他の関係機関に通知します。

## 第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であるため、それぞれの措置の実施に必要な事項について定めます。

### 1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示（法 111）

#### (1) 市長による指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

#### (2) 知事による指示

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって(1)の指示を行うことができるとされています。この場合において、知事は、直ちにその旨を市長に通知するとともに、その他関係機関に通知するものとされています。

#### (3) 警察署長による指示

警察署長は、市長又は知事から要請があったときは(1)の指示を行うことができ、指示を行った場合は、警察署長は、直ちにその旨を市長に通知するものとされています。

### 2 退避の指示

#### (1) 退避の指示（法 112）

市長は、武力攻撃災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し退避の指示を行います。この場合において、退避の指示に際し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危機を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に応じて市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものです。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性を勘案して付近の住民に退避の指示を行います。

### 【退避の指示の一例】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、「〇〇地区の××公民館へ一時退避すること。

### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示します。

### 【屋内への退避の指示を行う例】

- NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気の接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線やインターネット、広報車等により速やかに住民に伝達します。また、退避の指示について知事に通知するとともに、放送事業者にその内容を放送してもらうよう要請します。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行います。

イ 市長は、知事、警察官、自衛官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有化を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行います。

### (3) 警察官による退避の指示

警察官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、またはこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うことができるものとされています。また、指示を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知するものとされています。

### (4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と地区対策部（現地調整所）等において連絡を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法の確認を行います。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。

## 3 警戒区域の設定

### (1) 市長による警戒区域の設定（法 114-1）

市長は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、地区対策部（現地調整所）等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

### (2) 知事による警戒区域の設定（法 114-2）

知事は、緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって警戒区域の設定を行う

ことができるものとされており、その際、直ちに市長にその旨を通知するものとされています。

### (3) 警察官による警戒区域の設定（法 114-3）

警察官は、市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができるものとされており、その際、直ちに市長にその旨を通知するものとされています。

### (4) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、地区対策部（現地調整所）における県警察、自衛隊等の助言を踏まえて、その範囲等を決定します。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

イ 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線やインターネット、広報車等を活用して、住民に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限、禁止若しくは当該区域からの退去を命じます。

市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとします。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう地区対策部（現地調整所）等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保します。

エ 市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行います。

#### (5) 安全の確保

警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様に、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

### 4 土地、建物の一時使用等（法 113）

市長は、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害への対処に関して、次に掲げる措置を講ずることができます。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### 5 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

#### (2) 消防機関の活動

消防機関は、武力攻撃災害から住民を保護するため、その施設及び人員を活用して、消防職員及び消防団員の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救急救助活動を行い、武力攻撃災害を防除し又は軽減します。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行います。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力だけでは対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく応援要請を行います。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等により緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事を通じ必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救急救助活動の応援等を要請します。

(5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、これらの消防部隊の応援が円滑に行われるよう受け入れに関して必要な事項の調整を行います。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長からの応援要請があった場合及び緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、応援出動等のための必要な措置を行います。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

(8) 安全の確保

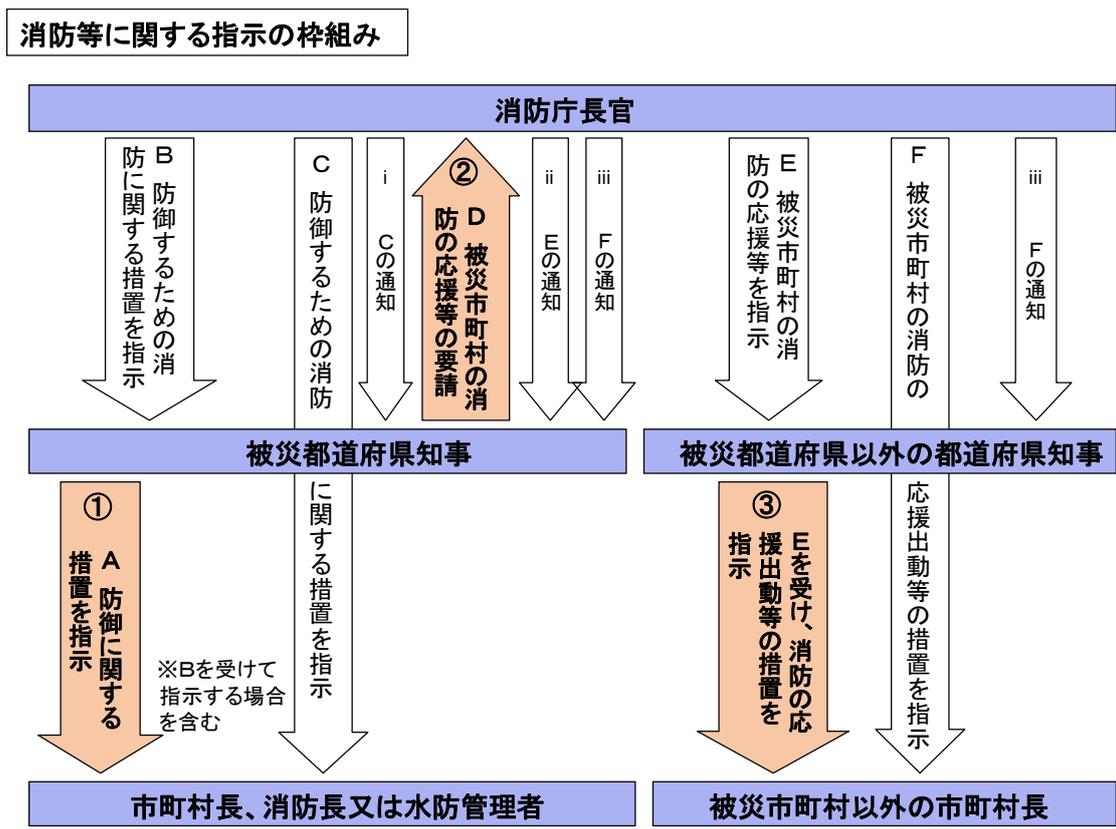
ア 市長は、消火活動及び救急救助活動等を行う隊員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。

その際、市長は、必要により地区対策部（現地調整所）を設置し、消防機関、県警察、自衛隊等との情報の共有、連絡調整を行うとともに、市対策本部との連絡を確保するなど安全の確保のための必要な措置を行います。

イ 市域が被災していない場合、市長は、被災市町村長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行うときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する隊員に対し情報の提供及び支援を行います。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動します。

エ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防団員及び消防職員に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとします。



### 第3節 生活関連等施設における災害への対応等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対応に関して、以下のとおり定めます。

#### 1 生活関連等施設の安全確保（法 102）

##### (1) 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいいます。

ア 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

イ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

##### (2) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

##### (3) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の要請があったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。

また、自ら必要があると認めるときも同様とします。

##### (4) 市が管理する施設の安全の確保

生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。

この場合において、市長は必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103）

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための措置を講ずべきことを命じます。なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

#### 【危険物質等】

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、政令で定めるものをいいます。

### (2) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容

#### ア 対象物質

市域内に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所において貯蔵し又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

#### イ 措置内容

(7) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

（国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号）

(4) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）

(5) 危険物質等の所在場所の変更又はその破棄

（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

### (3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、市長は、措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

## 第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準ずるものとし、また、NBC攻撃による災害の対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じます。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処（法 105）

#### (1) 地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施にあたっては、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じます。

#### (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣、知事から通知を受けたときは、区域を所轄する消防機関に連絡します。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報します。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知します。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行います。

#### (3) 住民の避難誘導

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行います。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待つかどうかがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知します。

#### (4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講じます。

#### (5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請します。

#### (6) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（風水害編 放射線物質事故災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講じます。

#### (7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮します。

## 2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じます。

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し又は警戒区域を設定します。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行います。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

その際、必要により地区対策部（現地調整所）を設置し又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

### (4) 汚染原因に応じた対応（法 107）

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。

【主な汚染原因】（法 107-1）

| 主な汚染原因                           | 汚染原因となる物質の例                   |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 放射性物質、放射線                        | 核爆発による放射線及び放射性降下物等            |
| サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質 | サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等        |
| 生物剤又は毒素                          | 炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等 |
| 危険物質等                            | 国民保護法施行令第 28 条で定める危険物質等       |

ア 核攻撃の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。

特に生物剤を用いた攻撃の場合、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。

このため、こうした特殊性に留意しつつ、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとします。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行います。

(5) 市長の権限（法 108-2）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使します。

【市長が講ずる措置】（法 108-1）

|    | 対象物件等           | 措 置   |
|----|-----------------|---|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命じます。<br>・移動の制限<br>・移動の禁止<br>・廃棄  |
| 2号 | 生活の用に供する水       | 管理者に対し、以下を命じます。<br>・使用の制限又は禁止<br>・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 遺体              | ・移動の制限<br>・移動の禁止                            |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄   |
| 5号 | 建物              | ・立入りの制限<br>・立入りの禁止<br>・封鎖                   |
| 6号 | 場所              | ・交通の制限<br>・交通の遮断                            |

市長は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に通知します。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行います。

【名あて人に対し通知すべき事項】（令 31-1）

|   |   |
|---|---|
| 1 | 当該措置を講ずる旨   |
| 2 | 当該措置を講ずる理由  |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（前記表中1号～4号）当該措置の対象となる建物又は場所（前記表中5号及び6号） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期  |
| 5 | 当該措置の内容   |

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を地区対策部（現地調整所）や県からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

## 第9章 被災情報の収集・報告及び情報提供

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集・報告及び情報提供にあたり必要な事項について定めます。

### 1 被災情報の収集（法 126）

- (1) 市は、あらゆる通信手段等を活用して、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集します。
- (2) 市は、情報収集にあたっては、消防機関、県警察等との連絡を密にし、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行います。

### 2 被災情報の報告（法 127）

- (1) 市は、自ら収集した被災情報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知（平成 29 年 2 月 7 日消防庁第 11 号消防庁長官通知（一部改正））に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、電子メール、FAX 等によりその第一報を県及び消防庁に報告します。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告します。
- (2) 市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告します。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告します。

【火災・災害等即報要領様式】

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

|                |           |
|----------------|-----------|
| 報告日時           | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県           |           |
| 市町村<br>(消防本部名) |           |
| 報告者名           |           |

消防庁受信者氏名

|                        |                                       |   |         |  |
|------------------------|---------------------------------------|---|---------|--|
| 事故災害種別                 | 1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害 |   |         |  |
| 発 生 場 所                |                                       |   |         |  |
| 発 生 日 時<br>( 覚 知 日 時 ) | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )                | 覚 知 方 法                                       |         |  |
| 事故等の概要                 |                                       |   |         |  |
| 死 傷 者                  | 死者 (性別・年齢)                            | 負傷者等  | 人 ( 人 ) |  |
|                        | 計 人                                   | { 重 症 人 ( 人 )<br>中 等 症 人 ( 人 )<br>軽 症 人 ( 人 ) |         |  |
|                        | 不明 人                                  |   |         |  |
| 救助活動の要否                |                                       |   |         |  |
| 要救護者数(見込)              |                                       | 救 助 人 員                                       |         |  |
| 消防・救急・救助<br>活 動 状 況    |                                       |   |         |  |
| 災害対策本部<br>等 の 設 置 状 況  |                                       |   |         |  |
| その他参考事項                |                                       |   |         |  |

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

### 3 被災情報の公表

#### (1) 市民への広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うものとします。

##### ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、市民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報責任者を置き、一元的に広報を行います。

##### イ 広報手段

広報誌、ホームページ、インターネット等の様々な広報手段を活用するとともに、問合せ窓口を開設するなど市民に迅速に提供できる体制を整備します。

##### ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応するよう努めます。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性に応じて、市長自ら記者会見を行うよう努めます。

#### (2) 総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報又は各種行政相談等にきめ細かに対応するため、総合相談窓口を設置します。

#### 4 被災状況等の調査

市対策本部における各部署は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に必要な具体的な被害状況等の調査を行います。

なお、被害状況等の調査については「地域防災計画・資料編・様式編・付録編 様式－3～18」によるものとします。

各部署における調査等の範囲は下表のとおりとし、被害調査等に当たっては「地域防災計画 資料編・様式編・付録編 資料－19（災害の被害認定基準）、資料－21（災害の被害調査基準）」によるものとします。

| 担当部署等              | 調査事項等   |
|--------------------|---|
| 企画財政部<br>総務部       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害</li> <li>・ 関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等）</li> <li>・ 市有財産の被害（庁舎及び分庁舎）</li> </ul> |
| 市民環境部              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）</li> <li>・ 文教関係の被害（社会教育施設）</li> </ul>                                   |
| 美化衛生部              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境衛生施設の被害（斎場等）</li> </ul>  |
| 福祉部                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉施設の被害</li> </ul>   |
| 健康医療部              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療関係被害等の状況（医療施設等）</li> </ul>   |
| 都市政策部<br>資産マネジメント部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共建築物等の被害</li> </ul>   |
| 土木部                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害</li> <li>・ 河川関係施設の被害</li> <li>・ 公共建築物等の被害</li> </ul>                        |
| 上下水道局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道施設の被害</li> </ul>   |
| 消防本部               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防関係の被害（火災・救急・救助）</li> </ul>   |
| 教育推進部              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文教関係の被害（学校等）</li> </ul>  |
| 各部共通               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部所管の施設等の被害</li> </ul>   |

様式－3 被害状況調

## 被 害 状 況 調

年 月 日 時 分現在  
川西市

| り 災 者 総 数                       |             | 人    | 備 考            |    |  |
|---------------------------------|-------------|------|----------------|----|--|
| 人<br>的<br>被<br>害                | 死 者         | 人    |                |    |  |
|                                 | 行 方 不 明     | 人    |                |    |  |
|                                 | 負 傷         | 重 傷  | 人              |    |  |
|                                 |             | 軽 傷  | 人              |    |  |
|                                 | 合 計         | 人    |                |    |  |
| 住<br>家<br>の<br>被<br>害           | 全 壊 (焼)     | 戸 数  | 戸              | 世帯 |  |
|                                 |             | 人 員  |                | 人  |  |
|                                 | 半 壊 (焼)     | 戸 数  | 戸              | 世帯 |  |
|                                 |             | 人 員  |                | 人  |  |
|                                 | 半壊に至らない     | 戸 数  | 戸              | 世帯 |  |
|                                 |             | 人 員  |                | 人  |  |
|                                 | 流 失         | 戸 数  | 戸              | 世帯 |  |
|                                 |             | 人 員  |                | 人  |  |
|                                 | 浸 水         | 床 上  | 戸              | 世帯 |  |
|                                 |             |      | 人              |    |  |
|                                 |             | 床 下  | 戸              | 世帯 |  |
|                                 |             |      | 人              |    |  |
| 合 計                             | 戸 数         | 戸    | 世帯             |    |  |
| 人 員                             |             | 人    |                |    |  |
| 非の<br>住被<br>家害                  | 公 共 建 物     | 棟    |                |    |  |
|                                 | そ の 他       | 棟    |                |    |  |
| 田<br>畑<br>の<br>被<br>害           | 田           | 流失埋没 | m <sup>2</sup> |    |  |
|                                 |             | 冠 水  | m <sup>2</sup> |    |  |
|                                 | 畑           | 流失埋没 | m <sup>2</sup> |    |  |
|                                 |             | 冠 水  | m <sup>2</sup> |    |  |
| 土<br>木<br>関<br>係<br>の<br>被<br>害 | 道 路 決 壊     | カ所   |                |    |  |
|                                 | 橋 り よ う 流 失 | カ所   |                |    |  |
|                                 | 堤 防 決 壊     | カ所   |                |    |  |
|                                 | 鉄 道 不 通     | カ所   |                |    |  |

## 被害構成員別被害状況

年 月 日 時 分現在 (発生・中間・決定・報告)

| 報告者                              |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                             |   |                  |                  |
|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|---|------------------|------------------|
| 世帯<br>被<br>害<br>構<br>成<br>員<br>別 | 1<br>人<br>世<br>帯 | 2<br>人<br>世<br>帯 | 3<br>人<br>世<br>帯 | 4<br>人<br>世<br>帯 | 5<br>人<br>世<br>帯 | 6<br>人<br>世<br>帯 | 7<br>人<br>世<br>帯 | 8<br>人<br>世<br>帯 | 9<br>人<br>世<br>帯 | 10<br>人<br>以<br>上<br>世<br>帯 | 計 | 小<br>学<br>生<br>数 | 中<br>学<br>生<br>数 |
| 全 壊 (焼)                          |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                             |   |                  |                  |
| 半 壊 (焼)                          |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                             |   |                  |                  |
| 半壊に至らない                          |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                             |   |                  |                  |
| 流 失                              |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                             |   |                  |                  |
| 床 上 浸 水                          |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                             |   |                  |                  |
| 床 下 浸 水                          |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                             |   |                  |                  |
| (備 考)                            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                             |   |                  |                  |

様式－5 被害状況調査票

| 被 害 状 況 調 査 票                                     |  |  |  |       |  |          |  |          |  |                            |  |          |  |          |  |      |  |                         |  |     |  |                           |  |    |  |
|---|--|--|--|-------|--|----------|--|----------|--|----------------------------|--|----------|--|----------|--|------|--|-------------------------|--|-----|--|---------------------------|--|----|--|
| 立会人住所   |  | 氏名   |  | 調査担当者 |  | 年 月 日    |  | 日        |  |                            |  |          |  |          |  |      |  |                         |  |     |  |                           |  |    |  |
| (被災者住所)   |  | (被災者の氏名)   |  | 世帯人数  |  | 従業員数     |  | 業種       |  |                            |  |          |  |          |  |      |  |                         |  |     |  |                           |  |    |  |
| (被災者住所)<br>物件の住所<br>(物件の所在地番)<br>所有者氏名又は名称<br>( ) |  | (被災者の氏名)<br>死亡 ( )人<br>行方不明 ( )人<br>重傷 ( )人<br>軽傷 ( )人 |  | 人的被害  |  | 全壊<br>全焼 |  | 半壊<br>半焼 |  | 家屋の被害<br>半壊に<br>至らな<br>い破損 |  | 床上<br>浸水 |  | 床下<br>浸水 |  | 償却資産 |  | 土地の被害<br>流失<br>埋没<br>陥没 |  | その他 |  | 資産税<br>減免処理欄<br>名寄<br>マナー |  | 備考 |  |
|   |  |  |  |       |  |          |  |          |  |                            |  |          |  |          |  |      |  |                         |  |     |  |                           |  |    |  |
| ( )   |  | ( )  |  | ( )   |  | ( )      |  | ( )      |  | ( )                        |  | ( )      |  | ( )      |  | ( )  |  | ( )                     |  | ( ) |  | ( )                       |  |    |  |

様式－6 農林水産業関係被害調

農林水産業関係被害調

(1) 一般被害

| 種別        | 栽培面積 | 被害面積<br>又は箇所数 | 減収見込量 | 被害金額 |
|-----------|------|---------------|-------|------|
| (1) 農業被害  |      |               |       |      |
| (2) 林業被害  |      |               |       |      |
| (3) 水産業被害 |      |               |       |      |

(2) 農林水産業施設被害

| 種別          | 被害面積<br>箇所数等 | 減収見込額 | 被害金額 |
|-------------|--------------|-------|------|
| (1) 農地農業用施設 |              |       |      |
| (2) 林業用施設   |              |       |      |
| (3) 水産業用施設  |              |       |      |
| (4) その他     |              |       |      |

様式－7 公共土木施設被害

公共土木施設被害

| 区分<br>被害場所別 | 河川 |          | 道路 |          | 橋りょう |          | その他 |          |
|-------------|----|----------|----|----------|------|----------|-----|----------|
|             | 箇所 | 金額<br>千円 | 箇所 | 金額<br>千円 | 箇所   | 金額<br>千円 | 箇所  | 金額<br>千円 |
|             |    |          |    |          |      |          |     |          |

様式－8 都市計画施設被害

都市計画施設被害

| 区分<br>被害場所別 | 街路 |          | 公園 |          | 下水道 |          | 都市排水施設 |          |
|-------------|----|----------|----|----------|-----|----------|--------|----------|
|             | 箇所 | 金額<br>千円 | 箇所 | 金額<br>千円 | 箇所  | 金額<br>千円 | 箇所     | 金額<br>千円 |
|             |    |          |    |          |     |          |        |          |

様式－ 9 市営住宅被害

市営住宅被害

| 団地名 | 被害状況<br>被害戸数 | 被害金額 | 備考 |
|-----|--------------|------|----|
|     |              | 千円   |    |

様式－ 10 商工業被害

商工業被害

| 地区 | 商工業者数 | 被害内容 |    |    |    |    |    |    | 被害金額 |     |
|----|-------|------|----|----|----|----|----|----|------|-----|
|    |       | 区分   | 件数 | 全壊 | 半壊 | 流出 | 浸水 |    |      | その他 |
|    |       |      |    |    |    |    | 床上 | 床下 |      |     |
|    |       | 商    |    |    |    |    |    |    |      | 千円  |
|    |       | 工    |    |    |    |    |    |    |      |     |
|    |       | 計    |    |    |    |    |    |    |      |     |
|    |       |      |    |    |    |    |    |    |      |     |

様式－ 11 水道施設被害

水道施設被害

| 施設名 | 被害状況 | 被害金額 |
|-----|------|------|
|     |      | 千円   |

様式－ 12 廃棄物処理施設被害

廃棄物処理施設被害

| 施設名 | 被害状況 | 被害金額 |
|-----|------|------|
|     |      | 千円   |

様式－13 医療施設被害

医療施設被害

| 病院等施設名 | 被害状況 | 被害金額 |
|--------|------|------|
|        |      | 円    |

様式－14 社会福祉施設被害

社会福祉施設被害

| 施設名 | 被害状況 | 被害金額 |
|-----|------|------|
|     |      | 円    |

様式－15 学校関係施設被害

学校関係施設被害

| 学校・園名 | 被害状況 |    |     |    | 被害金額 | 備考 |
|-------|------|----|-----|----|------|----|
|       | 建物   | 土地 | 工作物 | 設備 | 合計   |    |
|       | 円    | 円  | 円   | 円  | 円    |    |

様式－16 文化財・社会教育施設被害

文化財・社会教育施設被害

| 施設名 | 被害状況 | 被害金額 |
|-----|------|------|
|     |      | 千円   |

様式－１７ その他の施設

その他の施設

| 施設名 | 被害状況 | 被害金額 |
|-----|------|------|
|     |      | 千円   |

様式－１８ 公共施設等の被害状況

公共施設等の被害状況

(1) 道路の不通状況

| 路線名 | 被災箇所 | 被災状況 | 迂回路 | 開通月日<br>(予定) | 備考 |
|-----|------|------|-----|--------------|----|
|     |      |      |     |              |    |

(2) 交通機関の不通状況

| 路線名 | 被災箇所 | 被災状況 | 開通時間<br>(予定) | 備考 |
|-----|------|------|--------------|----|
|     |      |      |              |    |

(3) 電力施設の停電状況

| 停電の状況 | 復旧日 (予定) | 備考 |
|-------|----------|----|
|       |          |    |

(4) 通信施設の被害状況

| 電話不通状況 | 復旧日（予定） | 備 考 |
|--------|---------|-----|
|        |         |     |

(5) ガス施設の被害状況

| ガス供給停止状況 | 復旧日（予定） | 備 考 |
|----------|---------|-----|
|          |         |     |

(6) 水道施設の被害状況

| 給水停止状況 | 復旧日（予定） | 備 考 |
|--------|---------|-----|
|        |         |     |

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、それらの措置に必要な事項について定めます。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施します。

#### (1) 健康対策

ア 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行います。

イ 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施します。

ウ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状況の把握に努めます。

#### (2) 感染症対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び県伊丹健康福祉事務所等関係機関と連携し、次の事項について迅速に対応します。

##### ア 感染症対策活動の実施

###### (ア) 感染症対策班の編成

災害の種類、規模等に応じ感染症対策班を編成します。

###### (イ) 広報活動の実施

感染症予防のための啓発ポスターの掲示、ビラの配布、インターネット、広報車等による広報活動を行います。

###### (ウ) 清潔

塵芥、汚泥などについての処理は、関係機関及び関係各部の連携の下に埋立、若しくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期します。

(エ) 消毒

被災地域においては家屋、便所、下水の溢水地域、その他不潔な場所の消毒を実施します。また、井戸水、受水槽設置施設への衛生管理について啓発します。

(オ) 避難所の感染症対策

避難所開設時は、速やかに便所、その他必要な場所について消毒を行い、以降適宜消毒を実施します。また、関係機関の協力を得て衛生管理を徹底します。

(カ) ネズミ族、衛生害虫等の駆除

災害時における駆除の対象地域は災害の性質や程度、感染症の患者の発生のおそれ等の状況を勘案し、その地域を重点に駆除します。

(キ) 患者等に対する措置

被災地において感染症の患者が発生したときは、県及び県伊丹健康福祉事務所に連絡し必要な措置を行います。

(ク) 感染症対策活動の報告

市民環境部及び美化推進部は、関係機関の協力を得て状況を把握し、速やかに県伊丹健康福祉事務所を経由して県へ報告します。

- a 被害の状況
- b 感染症対策活動状況
- c 災害感染症対策所要見込額

イ 感染症対策薬剤及び資器材の備蓄・調達

(ア) 感染症対策薬剤及び資器材の備蓄

感染症対策活動に必要な薬剤及び資器材の備蓄を行うとともに、適宜点検し、保管、管理を行います。

(イ) 感染症対策薬剤及び資器材の調達

被害の規模、状況等により薬剤及び資器材の確保が困難な場合、県へ供給について要請します。

(ウ) 感染症対策活動完了後の措置

感染症対策活動を終了したときは、速やかに感染症対策活動完了報告書を作成し、県伊丹健康福祉事務所を経由し、県へ報告します。

(エ) 記録の整備

災害感染症対策に関し整備すべき書類等の主なものは次のとおりとします。

- a 災害状況報告書
- b 感染症対策活動状況報告書
- c 清潔方法及び消毒方法に関する書類

- d 避難所での感染症対策活動に関する書類
- e ネズミ族、衛生害虫等の駆除に関する書類
- f 患者台帳
- g 感染症対策作業日誌
- h 感染症対策経費所要額等関係書類

### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

### (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を行います。

イ 市は直ちに、地域防災計画の定めるところにより、応急給水を実施します。

ウ 市は、水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施します。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行います。

エ 市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、上下水道局と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行います。

### (5) 栄養指導対策

ア 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施します。

イ 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援します。

ウ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めます。

## (6) こころのケア対策

ア 市は、ひょうごDPAT及び県伊丹健康福祉事務所等で行う、武力攻撃事態時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するためのケア対策の周知を図るなど連携を図ります。

イ 市教育推進部は、県教育委員会と連携し、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施します。

(ア) 教職員によるカウンセリング

(イ) 電話相談等の実施

(ウ) カウンセラーの派遣

(エ) こども若者相談センター、県伊丹健康福祉事務所、ひょうごDPAT、こども家庭センター等の専門機関との連携

ウ 医療機関においても、こころのケアの視点を取り入れた治療に努めるものとします。

エ 救助機関等の責任者は、武力攻撃災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めるものとします。

また、救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めるものとします。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例（法 124）

ア 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされています。

イ 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。この場合において、県に対し情報提供を行います。

ウ 市は、イにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

エ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討します。

## (2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行います。

ウ 市は、次の点に留意して、がれき処理を実施します。

- (ア) 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡します。
- (イ) がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保します。
- (ウ) 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去します。
- (エ) 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握します。
- (オ) 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請します。

### 3 文化財の保護（法 125）

市市民環境部は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに準じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知します。

## 第 11 章 市民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されることから、市民生活の安定に関する措置について定めます。

### 1 生活関連物資等の価格安定（法 129）

#### (1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力します。

#### (2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ又は生じるおそれがあるときは、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施します。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講じます。

- (ア) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）
- (イ) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）
- (ウ) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）
- (エ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第 4 条第 4 項及び第 5 項）
- (オ) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第 5 条第 1 項及び第 2 項）

## イ 国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第 3 条第 1 項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講じます。

- (ア) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第 6 条第 2 項及び第 3 項）
- (イ) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第 7 条）
- (ウ) ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第 1 項）

## 2 避難住民等の生活安定等

### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育推進部は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。

### (2) 公的徴収金の減免等（法 162-2）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施します。

## 3 生活基盤等の確保

### (1) 水の安定的な供給（法 134-2）

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、並びに水を適切に供給するために必要な措置を講じます。

### (2) 公共的施設の適切な管理

道路管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理します。

## 第 12 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定めます。

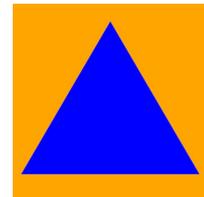
### 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。

### (1) 特殊標章等（法 158）

#### ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章  
（オレンジ色地に青の正三角形）



#### イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書  
（様式のひな型は下記のとおり）

表面

|   |                               |   |
|---|-------------------------------|---|
|    | （この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白） |  |
| 身分証明書<br>IDENTITY CARD  |                               |   |
| 国民保護措置に係る職務等を行う者用<br>for civil defence personnel  |                               |   |
| 氏名/Name _____   |                               |   |
| 生年月日/Date of birth _____  |                               |   |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as |                               |   |
| 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____<br>許可権者の署名/Signature of issuing authority   |                               |   |
| 有効期間の満了日/Date of expiry _____   |                               |   |

裏面

|   |                            |                 |
|---|----------------------------|-----------------|
| 身長/Height _____                                       | 眼の色/Eyes _____             | 頭髪の色/Hair _____ |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: |                            |                 |
| 血液型/Blood type _____                                  |                            |                 |
| 所持者の写真<br>/PHOTO OF HOLDER                            |                            |                 |
| 印章/Stamp  | 所持者の署名/Signature of holder |                 |

#### ウ 識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置にかかわる協力等のために使用される場所等

### (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

#### ア 市長

- (ア) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ロ) 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### イ 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- (ロ) 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

## 第4編 復 旧 等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときに、一時的な修繕や補修など応急の復旧のために講ずる必要な事項について、以下のとおり定めます。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

##### (2) 通信手段の確保

市は、保護措置を実施するうえで重要な情報通信施設に障害が生じたときは、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行います。なお、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省及び県にその状況を報告します。

##### (3) 県に対する支援要請（法 140）

市は、自らの人員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、県に対して必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の支援を求めます。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

##### (1) ライフライン施設の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じます。

## (2) 管理道路の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うため、必要な事項について、以下のとおり定めます。

### 1 国における所要の法制の整備等（法 171）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法整備を講ずること、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされています。

市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って、県と連携し実施します。

### 2 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定めます。

### 3 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行います。

### 第3章 保護措置に要した費用の支弁等

市が、保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定めます。

#### 1 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法（法 164・168）

市は、保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

##### 【国と地方公共団体の費用分担】（法 168、令 47～51）

###### 1 国が負担する費用

- ① 住民の避難に関する措置に要する費用
- ② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用  
(厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用  
(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
- ⑤ 国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用

###### 2 地方公共団体が負担する費用

- ① 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当  
(調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当)  
※ 保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
- ② 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの  
(消耗品費、通信費その他の費用)
- ③ 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの  
(当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)

##### (2) 他の市町村の応援に要する費用の支弁（法 165）

市は、他の市町村の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。この場合において、市が当該費用を支弁するいとまがないときは、応援を求めた市町村に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができます。

(3) 市の措置を代行した場合の費用の支弁（法 166）

市が、武力攻撃災害により事務を行うことができなくなったときに県が市の実施すべき保護措置を代行したときは、当該費用を県が支弁することとされています。

(4) 市が救援の事務を行う場合の費用の支弁（法 167）

市が行う救援に関する事務に要した費用は、県が支弁します。この場合において、県の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされたとき又は県が当該費用を支弁するいとまがないときは、市が当該費用を一時的に立て替えて支弁することがあります。

(5) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管します。

## 2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（法 159-1）

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行います。

(2) 損害補償（法 160-1）

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行います。

## 3 総合調整及び指示に係る損失の請求

市は、県の対策本部長が総合調整を行い又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、市の責めに帰すべき事由により損失が生じた場合を除き、国民保護法施行令に定める手続等に従い、県に対して損失の請求を行います。

## 4 市民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 総合窓口の開設

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当所管を定めます。

#### 【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 損失補償<br>(法第159条第1項)     | 特定物資の取用に関する事。 (法第81条第2項)                             |
|                         | 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)                           |
|                         | 土地等の使用に関する事。 (法第82条)                                 |
|                         | 応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)                             |
|                         | 車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段) |
| 実費弁償<br>(法第159条第2項)     | 医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)                         |
| 損害補償<br>(法第160条)        | 市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)    |
|                         | 医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)                          |
| 不服申立てに関する事。 (法第6条、175条) |  |
| 訴訟に関する事。 (法第6条、175条)    |  |

### (2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を文書等取扱規定の定めるところにより、適切に保管します。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、文書の逸失等することがないように、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行います。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態（法 182）

市保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりです。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達（法 183）

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行います。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行います。

#### 【本計画における主な用語の読み替え】

| 武力攻撃事態等     | 緊急処理事態        |
|-------------|---------------|
| 保護措置        | 緊急対処保護措置      |
| 国民保護対策本部（長） | 緊急処理事態対策本部（長） |
| 武力攻撃        | 緊急処理事態における攻撃  |
| 武力攻撃災害      | 緊急処理事態における災害  |

---

# 資 料 編

## 川西市災害対策本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川西市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号）第7条の規定に基づき、川西市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 副本部長は、副市長をもつて充てる。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）第2条第3号から第19号までに掲げる者

(2) 議会事務局長

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 本部員に事故あるときは、本部長があらかじめ定めた職員がその職務を代理する。

(本部長、副本部長の職務代理)

第3条 総務部長は、本部長及び副本部長を助け、本部長及び副本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(本部会議等)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員から構成し、本部長が主宰する。

2 本部会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。

(1) 消防、水防その他緊急措置に関すること。

(2) 被災者の救難、救助その他民生安定に関すること。

(3) 災害時の応急対策に関すること。

(4) 配備体制の決定に関すること。

(5) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(分掌)

第5条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部局等及び班を置く。

2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 上下水道事業管理者

(4) 市長公室長

(5) 企画財政部長

(6) 総務部長

(7) 消防長

3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関すること。
  - (2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関すること。
- 4 第1項の部局等（地区対策部を除く。）の長（以下「部長」という。）は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。
- 5 第1項の部局等及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。  
（部長等の職務）
- 第6条 部長は、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。
- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 地区対策部長は、部長の命を受け所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。
  - 4 班長は、部長の命を受け所属班員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。  
（本部事務局）
- 第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。
- (1) 本部の設置及び廃止に関すること。
  - (2) 本部会議及び本部司令室会議に関すること。
  - (3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること。
  - (4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。
- 2 事務局の職員は、総務部危機管理課の職員をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の職員をこれに充てることができる。  
（水防本部との関係）
- 第8条 本部が設置されたときは、水防本部はこの本部に吸収する。

## 国民保護に関する用語集

### あ行

#### 【NBC攻撃】

核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性があります。

### か行

#### 【危険物質等】

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものをいいます。具体的には、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬などがあります。

#### 【基本指針】

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な指針のことをいいます。

#### 【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

#### 【緊急対処事態対処方針】

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針のことをいいます。

#### 【緊急対処保護措置】

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止するまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいいます。具体的には、住民の避難、避難住民等の救援、緊急対処事態における災害への対処などがあります。

## 【国民保護法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

## 【国民保護計画】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

## 【国民保護業務計画】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。

## 【国民保護措置】

対処基本方針が定められてから廃止するまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいいます。具体的には、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などがあります。

### 【災害医療コーディネーター】

災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が兵庫県知事に委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。

### 【指定行政機関】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省が指定されています。

### 【指定地方行政機関】

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されています。

### 【指定公共機関】

水資源機構をはじめとする独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

### 【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公益的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

### 【生活関連等施設】

ダム、発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

### 【ダーティボム】

ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプのテロ兵器のことをいいます。

### 【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。

### 【対処措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがあります。

### 【DPAT】

自然災害や航空機事故などの大規模災害等の後に被災者や支援者に対して、被災地域の都道府県の支援要請により、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術・能力を有する災害派遣精神医療チーム。

### 【DMAT】

災害拠点病院において、国のDMAT養成研修を受けた者でチームを作り、災害の急性期（概ね48時間以内）に機動的に活動し、病院支援、域内搬送、現場活動、広域医療搬送等の活動を行う災害派遣医療チーム。

### 【特殊標章】

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいいます。ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしています。

この国際的な特殊標章は文民保護標章と呼ばれ、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としています。

## 【トリアージ】

災害医療等において、大事故、大規模災害など多数の傷病者が発生した際において、重症度と緊急性によって救命の順序を分別する方法のことをいいます。

は行

## 【避難施設】

住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うための施設で、あらかじめ知事が指定するものをいいます。

## 【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

## 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

## 【武力攻撃事態対処法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」です。平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めています。

## 【武力攻撃予測事態】

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

## 関係機関連絡先

### 【兵庫県】

| 機 関 名                   | 所 在 地                         | 電 話 ・ FAX   |
|-------------------------|-------------------------------|---|
| 兵庫県危機管理部災害対策課           | 650-8567<br>神戸市中央区下山手通5丁目10-1 | TEL 078-362-9833<br>FAX 078-362-9911                |
| 兵庫県阪神北県民局<br>総務企画室総務防災課 | 665-8567<br>宝塚市旭町2丁目4-15      | TEL 0797-83-3124<br>FAX 0797-86-4379                |
| 兵庫県阪神北県民局<br>伊丹健康福祉事務所  | 664-0898<br>伊丹市千僧1丁目51        | TEL 072-785-9437<br>FAX 072-777-4091                |
| 兵庫県阪神北県民局<br>宝塚土木事務所    | 665-8567<br>宝塚市旭町2丁目4-15      | TEL 0797-83-3176<br>FAX 0797-86-4329                |
| 兵庫県警察本部                 | 650-8510<br>神戸市中央区下山手通5丁目4-1  | TEL 078-341-7441                                    |
| 川西警察署                   | 666-0003<br>川西市丸の内町1-1        | (非常無線通信設備有)<br>TEL 072-755-0110<br>FAX 072-759-0730 |

### 【指定地方行政機関】

| 機 関 名                    | 所 在 地                        | 電 話 ・ FAX  |
|--------------------------|------------------------------|--|
| 国土交通省近畿地方整備局<br>猪名川河川事務所 | 563-0027<br>大阪府池田市上池田2丁目2-39 | TEL 072-751-1111<br>FAX 072-754-4469<br>(夜間)<br>TEL 072-751-1986 |

【指定（地方）公共機関等】

| 機 関 名                           | 所 在 地                               | 電 話 ・ FAX   |
|---------------------------------|-------------------------------------|---|
| 独立行政法人水資源機構<br>一庫ダム管理所          | 666-0153<br>川西市一庫字唐松4-1             | TEL 072-794-6671<br>FAX 072-794-0590                |
| 関西電力送配電株式会社<br>神戸本部             | 660-0805<br>神戸市中央区加納町6丁目2番1号        | TEL 078-220-0086<br>FAX 078-224-5406                |
| 大阪ガス(株)<br>ネットワークカンパニー<br>兵庫導管部 | 650-0046<br>神戸市中央区港島中町4丁目5-3        | TEL 078-303-8600<br>FAX 078-303-7757                |
| 日本通運(株)阪神支店                     | 666-0024<br>川西市久代3丁目12-16           | TEL 072-759-1551<br>FAX 072-759-2462                |
| 西日本電信電話(株)兵庫支店                  | 650-0024<br>神戸市中央区海岸通11 NTT 神戸ビル16F | TEL 078-393-9440<br>FAX 078-326-7363                |
| 阪急バス(株) 自動車事業本部                 | 561-0832<br>大阪府豊中市庄内西町5丁目1-24       | TEL 06-6866-3172<br>FAX 06-6866-3169                |
| 西日本旅客鉄道(株)川西池田駅                 | 666-0021<br>川西市栄根2丁目6-26            | (非常無線通信設備有)<br>TEL 072-759-4360<br>FAX 072-759-4360 |
| 阪急電鉄(株)川西能勢口駅管区                 | 666-0033<br>川西市栄町20-1               | TEL 072-758-9815<br>FAX 072-758-9815                |
| 能勢電鉄(株)                         | 666-0121<br>川西市平野1丁目35-2            | TEL 072-792-7717<br>FAX 072-792-7730                |
| 日本赤十字社兵庫県支部                     | 650-0073<br>神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5        | TEL 078-241-9889<br>FAX 078-241-6990                |
| 川西市医師会                          | 666-0016<br>川西市中央町12-2              | TEL 072-759-6950<br>FAX 072-757-5301                |
| 川西市消防団                          | 666-0017<br>川西市火打1丁目15-23           | TEL 072-757-9945<br>FAX 072-757-3379                |
| 川西市社会福祉協議会                      | 666-0017<br>川西市火打1丁目12-16           | TEL 072-759-5200<br>FAX 072-759-5203                |
| 川西市ボランティア連絡協議会                  | 666-0017<br>川西市火打1丁目12-16           | TEL 072-759-3620<br>FAX 072-759-3620                |
| 川西市商工会                          | 666-0011<br>川西市出在家町1-8              | TEL 072-759-8222<br>FAX 072-759-8010                |

|                        |                         |                  |
|------------------------|-------------------------|------------------|
| 生活協同組合コープこうべ<br>第1地区本部 | 665-0852<br>宝塚市売布2丁目5-1 | TEL 0797-83-1018 |
|------------------------|-------------------------|------------------|

【自衛隊】

| 機 関 名         | 所 在 地                    | 電 話 ・ FAX   |
|---------------|--------------------------|---|
| 陸上自衛隊第36普通科連隊 | 664-0012<br>伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 | TEL 072-782-0001<br>(内線 4031 夜間 4032)<br>(FAX 4031) |
| 陸上自衛隊伊丹駐屯地    | 664-0012<br>伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 | TEL 072-782-0001                                    |

【市町国民保護主管課】

| 機 関 名                       | 所 在 地                     | 電 話 ・ FAX                            |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 川西市総務部危機管理課                 | 666-8501<br>川西市中央町12-1    | TEL 072-740-1145<br>FAX 072-740-1320 |
| 尼崎市危機管理安全局<br>危機管理安全部 災害対策課 | 660-8501<br>尼崎市東七松町1-23-1 | TEL 06-6489-6165<br>FAX 06-6489-6166 |
| 西宮市総務局<br>危機管理室災害対策課        | 662-8567<br>西宮市六湛寺町10-3   | TEL 0798-35-3626<br>FAX 0798-36-1990 |
| 芦屋市都市建設部防災安全課               | 659-8501<br>芦屋市精道町7-6     | TEL 0797-38-2093<br>FAX 0797-38-2157 |
| 伊丹市総務部危機管理室                 | 664-8503<br>伊丹市千僧1-1      | TEL 072-784-8166<br>FAX 072-784-8172 |
| 宝塚市都市安全部危機管理室<br>総合防災課      | 665-8665<br>宝塚市東洋町1-1     | TEL 0797-77-2078<br>FAX 0797-77-2102 |
| 三田市危機管理課                    | 669-1595<br>三田市三輪2-1-1    | TEL 079-559-5057<br>FAX 079-559-1254 |
| 猪名川町企画総務部<br>生活安全課          | 666-0292<br>猪名川町上野字北畑11-1 | TEL 072-766-8703<br>FAX 072-766-3732 |
| 池田市市長公室危機管理課                | 563-8666<br>大阪府池田市城南1-1-1 | TEL 072-754-6263<br>FAX 072-752-1495 |